

2024 （令和 6） 年度

学 生 便 覧



静岡大学 グローバル共創科学部

Shizuoka University

Faculty of Global Interdisciplinary Science and Innovation

「自由啓発・未来創成」

静岡大学は、旧制の静岡高等学校、静岡第一師範学校、静岡第二師範学校、静岡青年師範学校、浜松工業専門学校（旧浜松高等工業学校）の統合（1949年）と静岡県立農科大学の移管（1951年）を経て誕生しました。統合前の前身校では、いずれも大正デモクラシー下の自由な社会の雰囲気为背景として、学生の主体性に重きをおく教育方針がとられました。なかでも浜松高等工業学校では、「自由啓発」という理念のもと、学生たちを試験や賞罰によって縛るのではなく、できる限り自由な環境のなかに置き、ひとり一人の個性を尊重することを通してその才能を発揮させることをめざす教育が行われました。

この理念は、教育だけでなく、なにごとにもとらわれない自由な発想に基づく独創的な研究、相互啓発的な社会との協働に不可欠であり、時代を越えて受け継がれるべきものです。静岡大学の学生・教職員は、このような認識の下で、教育、研究、社会連携・産学連携、国際連携の柱として、「自由啓発」の理念を引き続き高く掲げ、共に手を携えて地域の課題、さらには地球規模の諸問題に果敢にチャレンジするとともに、人類の平和と幸福を絶えず追求し、希望に満ちた未来を創り出す「未来創成」に全力を尽くします。

静岡大学は、以上のような意味での「自由啓発・未来創成」の理念のもと、静岡県に立地する総合大学として、地域の豊かな自然と文化に対する敬愛の念をもち、質の高い教育、創造的な研究による人材の育成を通して、人類の未来と地域社会の発展に貢献していきます。

教育の目標

- 多様な文化と価値観を尊重する豊かな人間性とチャレンジ精神を有し、高い専門性と国際感覚を備えた、人類の未来と地域社会の発展に貢献できる人材を育成します。
- 上記の人材を育成するために、国際水準の質の高い教育を行うとともに、学生・教職員の協働のもと、学生が主体的・能動的に学習する教育を推進し、さらに、学生が地域づくりの一員として、自由闊達に地域の人々と交流し、学びあい、地域課題の解決に向け連携・協働する取組を進めます。

目次

I 教育理念	1
1. 学部の教育研究上の目的	1
2. 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	1
3. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）	2
4. 育てる人間像・目指す教育・求める学生像	3
II グローバル共創科学部の学び	4
1. 各コースの概要	4
2. グローバル共創科学部規則	4
3. グローバル共創科学部開講科目一覧（カリキュラム）	8
4. グローバル共創科学部 卒業所要単位数	11
5. カリキュラムマップ	12
6. 学部専門科目	18
7. 学びのアドバイザーについて	20
8. コース分属・研究室配属について	21
9. 卒業研究について	21
10. 取得できる資格について（単位履修要領）	21
III 履修案内	26
1. 授業受講の基本事項	26
2. 履修科目の選定	26
3. カリキュラムの読み方	27
4. 履修登録	27
5. 履修上限単位数（CAP 制）	28
6. 試験	29
7. 成績評価と GPA	29
8. 不正行為	31
9. カリキュラム以外の履修について	31
10. その他 授業の受講に関する事項	33
IV 学内諸規則	34
1. 学則	34
2. 静岡大学学部共通細則	45
3. 静岡大学学生懲戒規程	46
4. 静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則	50
5. 他の大学等において修得した単位の認定に関する規程	51
6. 大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程	52
7. 入学前の既修得単位等の単位の認定に関する規程	53

8. 試験等における不正行為の取扱いに関する指針	55
9. 長期にわたる教育課程の履修に関する規程	57
10. 静岡大学研究生規程	58
11. 静岡大学学生の海外渡航時の手続に関する規則	59
12. 静岡大学における成績評価に関するガイドライン	60
V その他	61
1. 事務窓口と掲示板	61
2. 各種相談窓口一覧	63
3. 教員名簿	64
4. 建物配置図（静岡キャンパス）	68
5. 共通教育 A 棟平面図	69
6. 共通教育 D 棟平面図	70

I 教育理念

1. 学部の教育研究上の目的

現代の社会的課題は、地球規模の課題から地域社会の課題に至るまで、複雑化・多様化しています。「グローバル共創科学部」は、多様な人々と協働した取り組みの下、人文・社会科学から自然科学に至る広汎な知をつなぐことで、複眼的な視点から社会的課題を捉え、「総合知」を創造・活用し、未来社会を活力と魅力溢れるものとして構想できる「共創型人材」を育成することを目的とします。

2. 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

1) 静岡大学

静岡大学は、教職員、学生の主体性の尊重と相互啓発の上に立ち、平和で幸福な未来社会の建設への貢献をめざす「自由啓発・未来創成」の基本理念を掲げ、教育・研究に携わっている。このような基本理念のもとで、国際感覚と高い専門性を有し、チャレンジ精神にあふれ、豊かな人間性を有する教養人を育成することが本学の教育目標であり、下記に示すそれぞれの資質・能力を身につけていることを学位授与の条件とする。

1. 専門分野についての基本的な知識を習得し、これを社会の具体的文脈のなかで活用することができる。
2. 外国語を含む言語運用能力、情報処理、キャリア形成等の基本的スキルを身につけている。
3. 多様性を認め、幅広い視点から物事を考え、行動することのできる国際感覚と深い教養を身につけている。
4. 主体的に問題を発見し、自らのリーダーシップと責任のもとで、様々な立場の人々と協同して、その解決にあたることができる。

2) グローバル共創科学部

グローバル共創科学部では、地球規模の課題から地域社会の課題に至るまで、社会的課題が多様化・複雑化する現代社会の状況を踏まえ、より良い未来社会を創造するために、人文・社会科学から自然科学に至る幅広い知を繋げ、複眼的観点からものごとを捉える「総合知」を活用し、課題解決に貢献できる人材を育成することを教育目標としており、次に掲げる資質・能力を身につけていることを学士（学術）の学位授与の条件とする。

1. 人文・社会科学から自然科学に至る広汎な基礎的知識を身につけている。
2. 専門的知識を社会のために活用することができる。
3. 人間理解に基づき、価値観や文化が異なる多様な人々と協働できるコミュニケーション力と実践力を身につけている。
4. 地球規模の課題と地域社会の課題を結びつけて検討することができる。
5. エビデンスに基づき客観的に社会的課題を分析し、解決のための提言を行うことができる。
6. 社会的課題の解決策を発想するための創造性を身につけている。

3) 科目区分との対応

グローバル共創科学部における科目区分とそれに関連するディプロマ・ポリシーは下表のとおりです。

科目区分	関連するディプロマ・ポリシー (DP)
教養科目	DP (1)、DP (3)
グローバル系科目	DP (3)、DP (4)、DP (6)
データサイエンス系科目	DP (5)
共創科学系科目	DP (1)、DP (3)、DP (4)
人文・社会科学系科目及び自然科学系科目	DP (1)、DP (3)、DP (4)
コース専門科目	DP (2)、DP (6)
卒業研究	DP (1)～(6)

3. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1) 静岡大学

静岡大学は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、下記の方針に従って教育課程を編成し実施する。

【教育課程の編成の方針】

1. 全学教育科目においては、基礎的な学習方法、外国語の運用能力、情報処理、キャリア形成等の基本的スキルを身につけるために「教養基礎科目」を、国際感覚と教養を身につけるために「教養展開科目」を、理系の基礎的知識習得や教職等の資格取得のために「理系基礎科目」及び「教職等資格科目」をおく。
2. 専門科目においては、各学部の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、それぞれの専門分野についての主体的な学びを促し、基本的知識・方法を身につけるための系統的な授業配置を行う。

【教育課程における教育・学習方法に関する方針】

自ら問題を発見し、その解決のために他者と協同して行動できるようにするため、学生参加型授業、フィールドワーク、実験・実習等の授業を配置すると共に、地域社会との交流や国際交流の機会を積極的に提供する。

【学習成果の評価の方針】

すべての授業について十分な学習時間を確保すると共に、客観的な評価基準に基づく成績評価を行う。

2) グローバル共創科学部

1. 教育課程の編成の方針

- (1) 教養科目を学ぶことにより、幅広い教養、国際感覚、多様性を理解する能力を養う。
- (2) グローバル系科目を学ぶことにより、多様な課題を結びつけ、多様な人々と協働できる力を身につける。
- (3) データサイエンス系科目を学ぶことにより、課題を分析し、解決するために必須となるデータ解析の基礎的な知識・技術を身につける。
- (4) 共創科学系科目を学ぶことにより、共創に関する基礎的な知識を身につける。
- (5) 人文・社会科学系科目及び自然科学系科目を学ぶことにより、複眼的な視点から対象を捉える力を身につける。
- (6) コース専門科目を学ぶことにより、各コースの専門的な知識・能力を修得する。
- (7) 卒業研究を通じて、新たな課題を主体的に見出し、知識や思考力、技術を活用して探求し解決する

能力を涵養すると共に、協調性や倫理観、コミュニケーション能力、表現力を身につける。

2. 教育課程における教育・学習方法に関する方針

- (1) 分野横断的な知識、及び各専門分野の高度な知識を修得させるため、講義形式の授業を行う。
- (2) 各専門分野の知識を定着させると共に思考力を養うため、演習形式の授業を行う。
- (3) 各専門分野の知識を応用・実践する上で必要な専門技術を修得させるため、実験形式の授業を行う。
- (4) 各専門分野の知識を現場において実体験として体感させるため、また、現場でしか得られない高度な専門技術を修得させるため、フィールドワークを含む実習形式の授業を行う。
- (5) 各専門分野における最先端の知識・技術を修得し、またそれを用いた社会的課題の解決や、新たな価値や仕組み・機能の創出を通して、現代の諸問題を解決するための総合的実践力を育成するため、卒業研究等を行う。

3. 学習成果の評価の方針

「静岡大学アセスメント・ポリシー（学部）」に従う。各授業科目の成績評価はシラバス等に明示した合否判定基準に従うが、その方針としては、おおむね次に挙げる成果物と、取り組みの姿勢や過程について評価するものとする。

- (1) 授業科目の成績は、科目の態様にしたがって、試験、レポート、発表等によって評価する。
- (2) 卒業研究等の成績は、卒業論文、研究発表、口頭試問等によって評価する。

4. 育てる人間像・目指す教育・求める学生像

1) 育てる人間像

地球規模の課題から地域社会の課題に至るまで、社会的課題が多様化・複雑化する現代社会の状況を踏まえ、人文・社会科学から自然科学に至る多様な知を結びつけ複眼的アプローチから諸課題に取り組み、未来社会を構想できる共創型の人材を育成します。また、人々や世界の多様性を理解し尊重した上で、多様な背景をもつ人々と協働して社会的課題の解決に取り組むことのできる人材を育成します。

2) 目指す教育

人文・社会科学から自然科学に至る幅広い知を繋げることを通して、複眼的観点から社会的課題を的確に捉え「総合知」を活用し、これからの課題解決に取り組む人材を育成するため、課題解決に必要な広汎な知識、異分野の人材を深く連携させ「総合知」を活用できる知識・能力、解決策を発想するための創造性、多様な背景をもつ人々と協働する能力を身につけます。また、新しい社会の価値や仕組みを構想できる人材を育成するため、基本的な知識・技能として、外国語（特に英語）と数理・データサイエンスの能力と技能を養います。

3) 求める学生像

地球規模の課題から地域社会の課題に至るまで、様々な社会的課題の解決に取り組む、よりよい未来社会の実現に貢献することに意欲をもっており、特に「現代に生きる人々が、創造的かつ友好的に暮らす」、「新たな価値を創生し、持続的な循環型社会を実現する」、「人間がどうあるべきかを問い続け、真の豊かさを主体的に実現する」という3つの課題を通して、「未来社会・地球環境・人間環境の豊かさが持続可能なかたちで実現される」よう問題解決に向けて取り組むことに意欲ある学生を期待します。また、学修内容の指向性としては、文系と理系の双方を含む幅広い分野への興味をもっていること、外国語によるコミュニケーションへ意欲をもっていることを求めています。

II グローバル共創科学部の学び

1. 各コースの概要

本学部は、未来課題群に対応した3つのコース（国際地域共生学コース、生命圏循環共生学コース、総合人間科学コース）を置いています。各コースの概要は以下の通りです。

1) 国際地域共生学コース

国際地域共生学コースでは、「現代に生きる人々が、より創造的かつ友好的に暮らすための課題」に取り組みます。格差・貧困、差別・排除、紛争・対立など、価値観や文化が異なる人々の共生を阻む様々な課題が世界で発生しています。本コースでは、人々の多様性への理解及び地域社会と国際社会の関係性への理解に基づいて、国際化する地域社会に適した人権、法、社会保障の構築、包摂的な生活環境や災害への対応などに代表されるような地域社会の課題を地球規模の視点から読み解き、多様な人々と協働し、文化・産業・生活など地域独自の魅力・価値を活かして課題の解決を構想・発信できる人材を育成します。

2) 生命圏循環共生学コース

生命圏循環共生学コースでは、「新たな価値を創生し、持続可能な循環型社会を実現するための課題」に取り組みます。本コースでは、気候変動や生物多様性の危機、環境汚染などの問題に対応し、資源やエネルギーの再生、自然と経済とが両立できるグリーンエコノミーの実現、激甚化する自然災害の被害低減などの課題において、技術と制度の両面からサステナブルな社会の構築に貢献できる人材を育成します。

3) 総合人間科学コース

総合人間科学コースでは、「人間はどう在るべきかを問い続け、真の豊かさを主体的に実現するための課題」に取り組みます。ここで言う「豊かさ」とは、健康（ウェルネス）だけにとどまらない、全て満たされた状態であるウェルビーイングを意味します。人のウェルビーイングは、身体、心、周囲の環境など、さまざまなものに影響を受けていることから、本コースでは、AI・ロボットと共生する未来社会も見据えつつ、スポーツ科学、哲学、心理学、身体科学、法学、倫理学等の多様な学問を通じて、人間のウェルビーイングを総合的に探究することのできる人材を育成します。

2. グローバル共創科学部規則

（令和4年9月21日制定）

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人静岡大学学則（以下「学則」という。）に基づき、静岡大学グローバル共創科学部（以下「本学部」という。）における教育その他必要な事項を定める。

（目的）

第2条 本学部は、地球規模の課題から地域社会の課題に至るまで、社会的課題が多様化・複雑化する現代社会の状況を踏まえ、多様な人々と協働し、人文・社会科学から自然科学に至る幅広い知をつなげることを通じて、複眼的な視点から社会的課題を的確に捉え「総合知」を創造し、未来社会を活力と魅力溢れるものとしてデザイン・構想できる共創型人材を育成することを目的とする。

（学部長及び副学部長）

第3条 本学部に、学部長を置く。

2 本学部に、副学部長を2人置く。

3 学部長及び副学部長の選定及び任期については、別に定める。

(学科)

第4条 本学部に、次の学科を置く。

グローバル共創科学科

(履修コース)

第5条 グローバル共創科学科に、次の履修コースを置く。

国際地域共生学コース

生命圏循環共生学コース

総合人間科学コース

(履修コースの決定)

第6条 前条に規定する履修コースの決定は、第2年次終了時とし、その手続き等については、別に定める。

(教育課程)

第7条 本学部の教育課程は、専門科目及び教養科目をもって編成する。

第8条 専門科目及び教養科目の授業は、この規則及び静岡大学全学教育科目規程の定めるところによる。

(授業科目及び履修方法)

第9条 本学部における履修単位数、授業科目、単位及び履修方法は、別表第Iに定めるとおりとする。

(単位の計算)

第10条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 専門科目

ア 講義については、1時間の授業に対して2時間の授業時間以外の学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。

イ 演習については、授業の内容により、1時間の授業に対して2時間又は0.5時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

ウ 実験、実習及び実技については、授業の内容により1時間の授業に対して0.5時間の授業時間外の学修を必要とするときは30時間、授業時間外の学修を要しないときは45時間の授業をもって1単位とする。

エ 講義、演習、実験、実習又は実技のうち、複数の方法の併用により授業を行う場合は、その組み合わせに応じ、次表の学修時間により計算した総学修時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。

授業の種類	授業1時間当たりの学修時間
講義	3時間
演習	授業の内容により1.5時間又は3時間
実験、実習及び実技	授業の内容により1時間又は1.5時間

(2) 教養科目については、静岡大学全学教育科目規程の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究については、別に定める。

(履修登録)

第11条 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに所定の手続に従い登録しなければならない。

2 前項の規定により履修登録できる単位数の上限については、静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則の定めるところによる。

(単位の認定)

第12条 履修した授業科目の単位認定は、授業科目担当教員が試験その他の適切な方法により学修の成果を評価して行う。

(卒業研究)

第13条 卒業研究を履修する場合には、各コース所定の授業科目及び単位数を修得していなければならない。

(成績評価)

第14条 成績の評価は、静岡大学単位認定等に関する規程第4条に定めるところにより行う。

(試験)

第15条 試験は、各学期に期日を定めて行う。ただし、授業科目によっては、随時行うことがある。

2 病気その他正当な理由により試験を受けることのできなかった者は、別に定める手続により追試験を受けることができる。

(卒業の要件)

第16条 本学部を卒業できる者は、別表第Ⅱに定める所定の単位を修得した者とする。

(他学部における授業科目の履修)

第17条 学生は、別に定めるところにより、他の学部の授業科目を履修することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第18条 学生が、本学に入学する前に履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）の認定を願い出たときは、卒業に必要な単位として、これを認めることがある。

2 認定の方法等必要な事項は、別に定める。

(他の大学等において修得した単位の認定)

第19条 学生が、他の大学等において修得した単位の認定を願い出たときは、卒業に必要な単位として、これを認めることがある。

2 認定の方法等必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修の単位の認定)

第20条 学生が、大学以外の教育施設等において修得した単位の認定を願い出たときは、卒業に必要な単位として、これを認めることがある。

2 認定の方法等、必要な事項については、別に定める。

(退学等)

第21条 学生が、退学、休学、留学、転学等をしようとするときは、所定の書類をグローバル共創科学部長に提出するものとする。

(編入学・転入学)

第22条 本学部編入学又は転入学を志望する者があるときは、選考の上、これを許可することがある。

2 前項の選考に関して必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第23条 本学部再入学を志望する者があるときは、選考の上、これを許可することがある。

2 再入学を許可された者の在学期間は、残余年数とする。

3 第1項の選考に関して必要な事項は、別に定める。

(転学部)

第24条 転学部を希望する者があるときは、選考の上、これを許可することがある。

2 選考の方法、既修得単位の認定等、必要な事項は、別に定める。

(研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、短期交流特別学部学生)

第25条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び短期交流特別学部学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(学生指導)

第26条 学生の勉学その他の相談に応じるため、指導教員を置く。

(事務)

第27条 本学部の事務は、グローバル共創科学部事務部において処理する。

(補則)

第28条 学則、これに基づく別段の定め及びこの規則の定めによるほか、本学部の教育課程及び履修方法等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第Ⅰ(略)

別表第Ⅱ(略)

3. グローバル共創科学部開講科目一覧（カリキュラム）

区分		科目名	単位数	授業形態	年次	備考		
必修科目	学部共通科目	グローバル系科目	コラボラティブ・アプローチ基礎演習	2	演習	1		
			Oral Communication I	2	演習	1		
			Oral Communication II	2	演習	2		
			Reading & Discussion I	2	演習	2		
			Reading & Discussion II	2	演習	3		
			小計	10 単位				
		データサイエンス系科目	基礎数学	2	講義	1		
			データサイエンス基礎	1	講義	1		
			データサイエンス演習	1	演習	1		
			データエンジニアリング基礎	2	講義	2		
			AI 基礎	1	講義	2		
			プログラミング演習 I	1	演習	2		
			共創科学調査法	2	講義	2		
		小計	10 単位					
		共創科学系科目	総合人間科学概論	2	講義	1		
			バイオエコノミー概論	2	講義	1		
			国際地域社会とダイバーシティ	2	講義	1		
			コミュニティ基礎論	2	講義	1		
			アートシンキング・デザインシンキング	2	講義	1		
			小計	10 単位				
		人文・社会科学系科目	国際地域共生概論A(静岡・日本)	2	講義	1		
			人間の尊厳と人権	2	講義	1		
			現代社会の認知科学	2	講義	1		
			小計	6 単位				
		自然科学系科目	暮らしの科学	2	講義	1		
			スポーツ・健康科学	2	講義	1		
			小計	4 単位				
		卒業研究	グローバル共創科学卒業研究	6	演習	4		
		学部共通必修科目合計			46 単位			
選択必修科目	コース専門科目	国際地域共生学研究Ⅰ	2	演習	3	3年次から選択する コースに応じた 8 単位を選択すること。		
		国際地域共生学研究Ⅱ	2	演習	3			
		国際地域共生学演習Ⅰ	2	演習	4			
		国際地域共生学演習Ⅱ	2	演習	4			
		生命圏循環共生学研究Ⅰ	2	演習	3			
		生命圏循環共生学研究Ⅱ	2	演習	3			
		生命圏循環共生学演習Ⅰ	2	演習	4			
		生命圏循環共生学演習Ⅱ	2	演習	4			
		総合人間科学研究Ⅰ	2	演習	3			
		総合人間科学研究Ⅱ	2	演習	3			
		総合人間科学演習Ⅰ	2	演習	4			
		総合人間科学演習Ⅱ	2	演習	4			
		コース専門選択必修科目合計			8 単位			
			ファシリテーション概論	1	講義		1	
アートラボ	1		演習	2				
コミュニティサービスラーニング	1		実習	2				
コラボラティブ・ワークスⅠ	1		実習	2				
コラボラティブ・ワークスⅡ	1		実習	2				

選 択 目 科 目	学 部 共 通 科 目	グ ロ ー バ ル 系 科 目	コラボラティブ・ワークスⅢ	1	実習	3	
			コラボラティブ・ワークスⅣ	1	実習	3	
			English Writing	2	演習	3	
			English Presentation	2	演習	3	
			English Global Studies	2	演習	3	
			海外研修プログラムⅠ	2	実習	1～2	
			海外研修プログラムⅡ	2	実習	3	
			小計	6 単位以上			
		デ ィ ス タ 系 科 目	共創科学実験法(人間科学)	1	講義	2	
			共創科学実験法(自然科学)	1	講義	2	
			AI 演習	1	演習	3	
			プログラミング演習Ⅱ	1	演習	3	
			小計	2 単位以上			
		人 文 ・ 社 会 科 学 系 科 目	応用倫理学概論	2	講義	2	
			マネジメント論	1	講義	2	
			国際地域共生概論B(アジア・オセアニア)	2	講義	2	
			政治と社会	1	講義	2	
	多文化共生論		2	講義	2		
	地球環境問題と法		2	講義	2		
	臨床心理学概論		2	講義	2		
	スポーツ文化論		2	講義	2		
	国際地域共生概論C(欧米)		2	講義	2		
	安全とリスクの心理学		2	講義	2		
	現代マーケティング論		1	講義	2		
	アート・デザインコミュニケーション		2	講義	2		
	小計	8 単位以上					
	自 然 科 学 系 科 目	人体の構造と機能	2	講義	2		
		カーボンニュートラル科学	2	講義	2		
		防災・減災論	2	講義	2		
		生物多様性保全論	2	講義	2		
		遺伝資源・知的財産権論	2	講義	2		
		都市計画論	2	講義	2		
		基礎生物学	2	講義	2		
		基礎化学	2	講義	2		
		基礎物理学	2	講義	2		
		基礎地学	2	講義	2		
		小計	8 単位以上				
	国 際 地 域 共 生 学 コ ー ス 専 門 科 目	グローバル協力論	2	講義	3		
		国際移動論	2	講義	3		
		エスニシティ論	2	講義	3		
		観光振興論	2	講義	3		
		比較文化から見る法	1	講義	3		
		国際・地域の安全と法	1	講義	3		
社会的排除とソーシャルインクルージョン		2	講義	3			
国際地域ケーススタディ		1	演習	3			
国際福祉社会論		2	講義	3			
住居計画		2	講義	3			
防災まちづくり		2	講義	3			
ジェンダー・セクシュアリティスタディーズ		1	演習	3			
表象・メディア・文化		2	講義	3			
視覚芸術論		2	講義	3			
芸術と教育		2	講義	3			
ミュージアム・スタディーズ	2	講義	3				

選 択 科 目	生命圏循環共生学コース専門科目	環境再生科学	2	講義	3	左記から 18 単位以上 履修すること。
		安全管理	2	講義	3	
		資源循環化学	2	講義	3	
		材料科学	2	講義	3	
		環境共生社会論	2	講義	3	
		自然災害の現象	2	講義	3	
		森林水文学	2	講義	3	
		環境と経済	2	講義	3	
		遺伝と進化	2	講義	3	
		分析化学	2	講義	3	
		農村・森林の環境と法	2	講義	3	
		環境工学	2	講義	3	
		バイオテクノロジー	2	講義	3	
		技術者倫理	1	講義	3	
		環境微生物学	2	講義	3	
	総合人間科学コース専門科目	発達心理学	2	講義	3	
		知覚・認知心理学	1	講義	3	
		デザイン心理学	1	講義	3	
		社会・集団・家族心理学	2	講義	3	
		身体・認知情報システム論	2	演習	3	
		情報通信技術論	1	講義	3	
		情報通信技術演習	1	演習	3	
		健康・医療心理学	1	講義	3	
		コミュニティ心理学	1	講義	3	
		運動生理学	2	講義	3	
		身体機能のメカニズムと計測	2	演習	3	
		スポーツ経営学	2	講義	3	
		スポーツ心理学	2	講義	3	
		コーチング学	2	講義	3	
		スポーツの理論と実践Ⅰ	1	実習	3	
		スポーツの理論と実践Ⅱ	1	実習	3	
		人間科学の課題と法	1	講義	3	
		人間行動科学と刑事政策	1	講義	3	
		ウェルビーイングの哲学	1	講義	3	
		生命・医療倫理学	1	講義	3	
	小計		18 単位以上			
	選択科目合計		42 単位以上			
教養科目	授業科目名及び単位数は、 静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ 「グローバル共創科学部(教養科目)」による。		20 単位以上			
上記の科目区分で所要単位数を超えた単位数			8 単位以上			
合計(卒業所要単位数)			124 単位以上			

※この開講科目一覧は、学生の皆さんにわかりやすく表示するため、グローバル共創科学部規則別表Ⅰを編集し、掲載しています。

※「教養科目」の科目区分に含まれる開講科目や履修条件の詳細は、別途配布される「全学教育科目履修案内」を参照してください。

4. グローバル共創科学部 卒業所要単位数

科 目 区 分				卒業所要単位数	
教 養 科 目	必 修	教養基礎科目	新入生セミナー	2	
			数理・データサイエンス	3	
			英語	3	
			キャリア形成科目	1	
		小 計			9
	選択必修	教養展開科目	教養領域A・B	4	
		小 計			4
	選 択	教養基礎科目	英語	7	
			健康体育		
		教養展開科目	教養領域A・B		
小 計			7		
教 養 科 目 合 計			20		
専 門 科 目	必 修	学部共通科目	グローバル系科目	10	
			データサイエンス系科目	10	
			共創科学系科目	10	
			人文・社会科学系科目	6	
			自然科学系科目	4	
			卒業研究	6	
		小 計			46
	選択必修	コース専門科目	研究Ⅰ・Ⅱ，演習Ⅰ・Ⅱ	8	
		小 計			8
	選 択	学部共通科目	グローバル系科目	6	
			データサイエンス系科目	2	
			人文・社会科学系科目	8	
			自然科学系科目	8	
		コース専門科目			18
		小 計			42
専 門 科 目 合 計			96		
上記の科目区分で所要単位数を超えた単位数				8	
合 計（卒業所要単位数）				124	

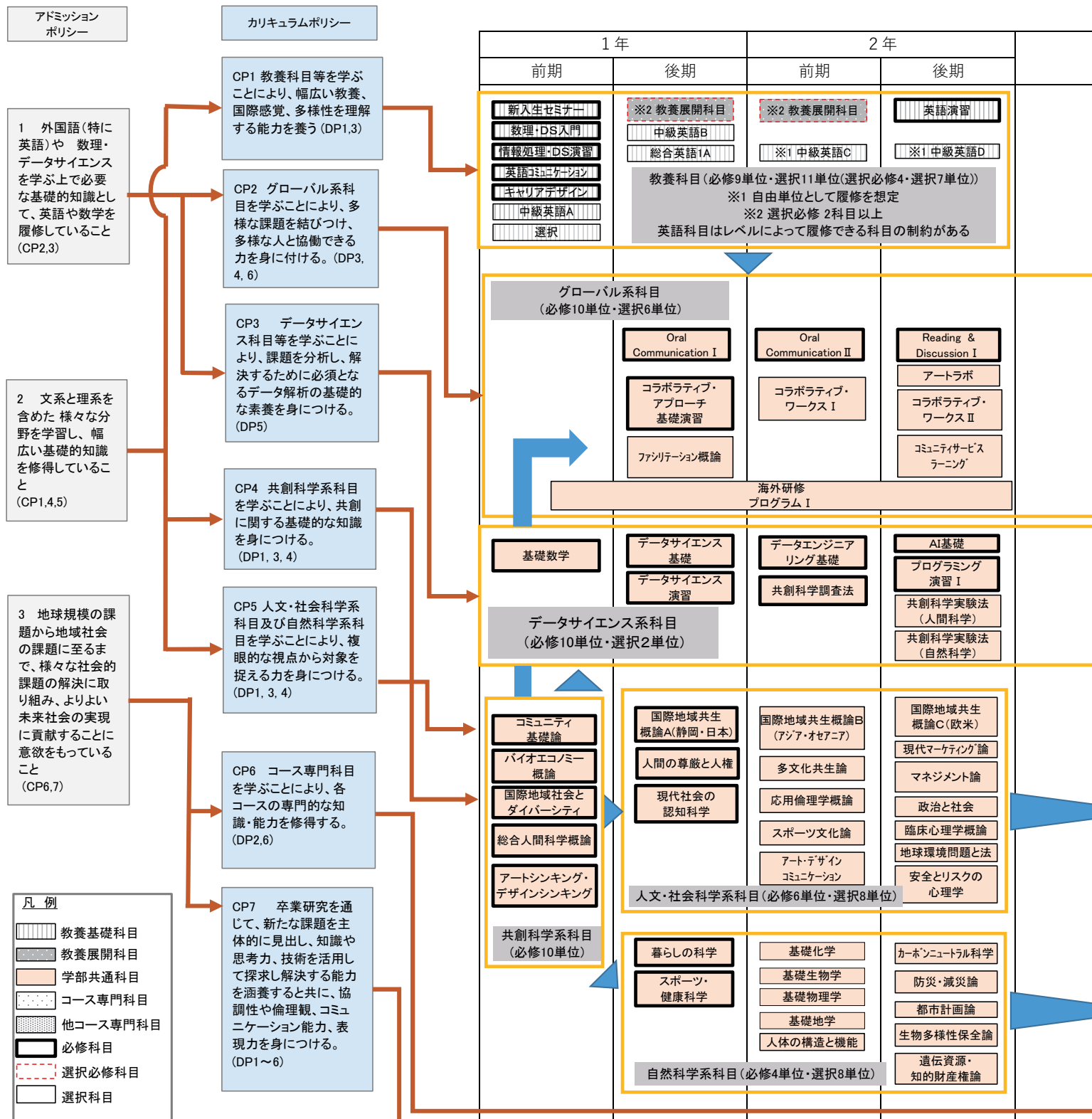
※この開講科目一覧は、学生の皆さんにわかりやすく表示するため、グローバル共創科学部規則別表Ⅱを編集し、掲載しています。

※「教養科目」の科目区分に含まれる開講科目や履修条件の詳細は、別途配布される「全学教育科目履修案内」を参照してください。

なお、履修案内では必修科目に分類されている「教養展開科目」(4単位)は、複数の授業科目から選択するものであることから、この一覧では「選択必修」に区分しています。「選択必修科目」については、本学生便覧 27 頁を参照してください。

5. カリキュラムマップ

1) 国際地域共生学コース

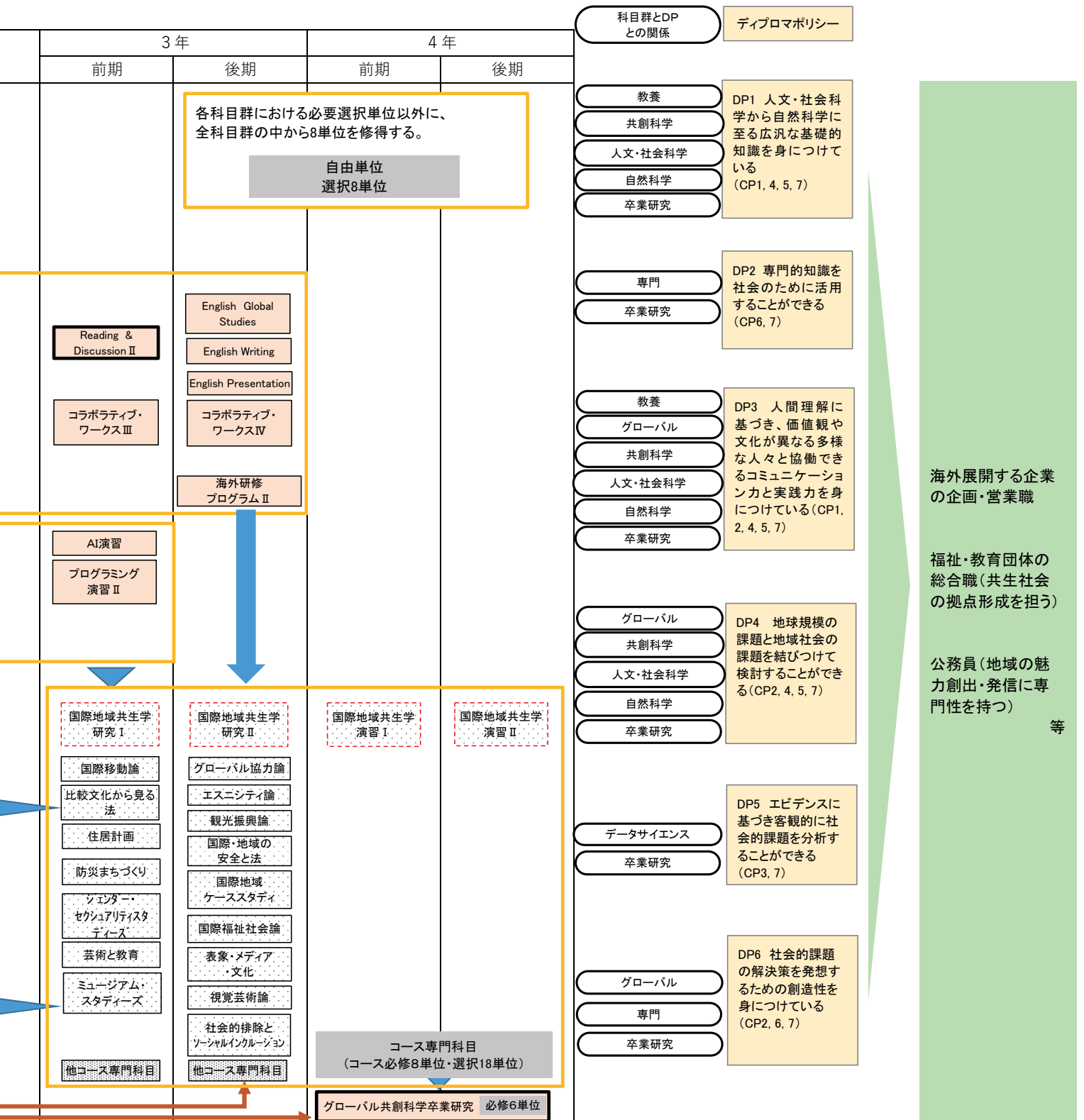


教養基礎科目…在学中や卒業後に必須となる基本的スキル・素養・実践力を身につけるための科目

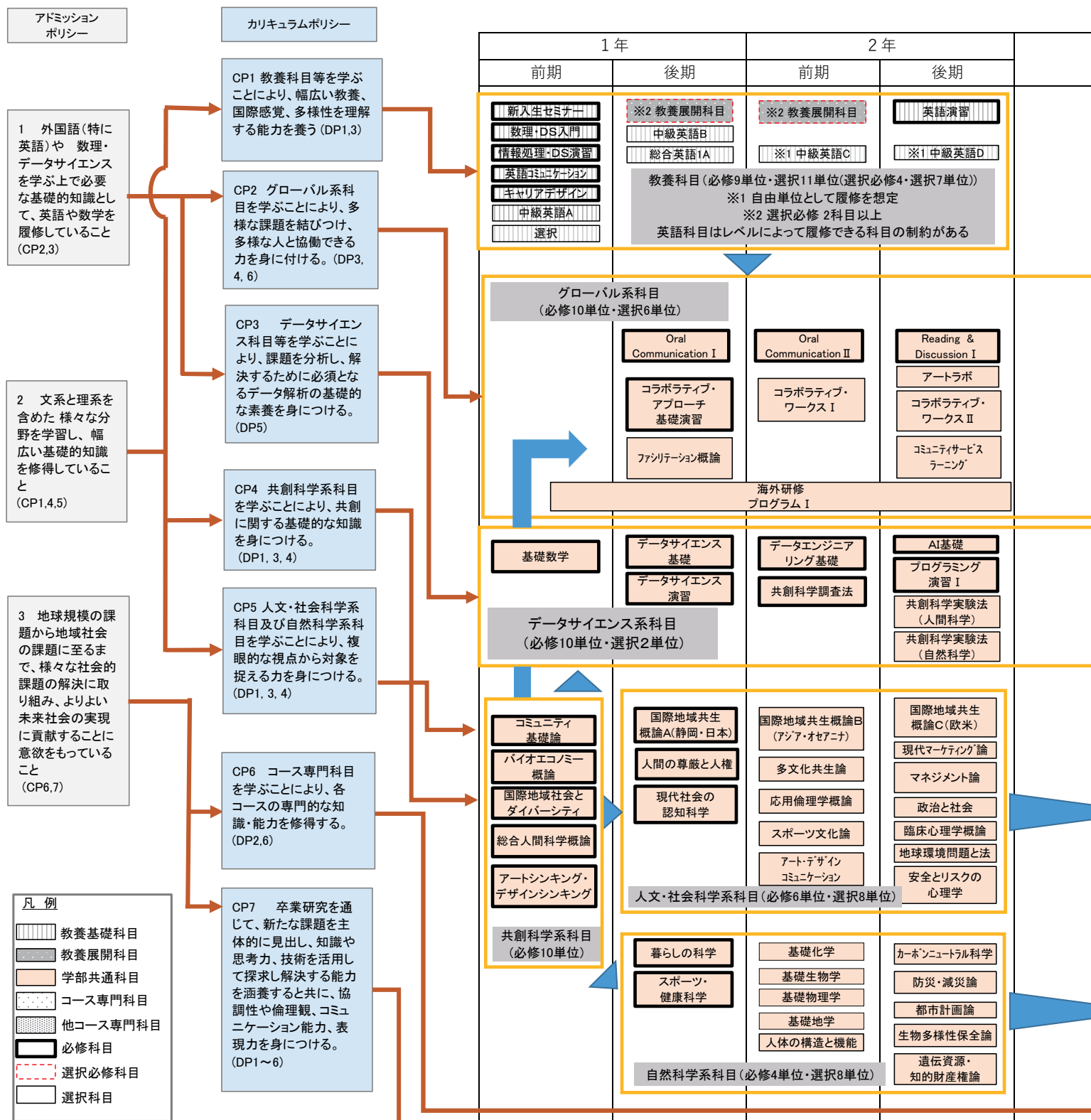
教養展開科目…広い意味の教養(問題発見・解決能力・視野の広さ・思考の柔軟性・問題意識の高さ等)を身につけるための科目

選択必修科目…選択科目のうち、卒業要件において修得する単位数が定められている科目(教養科目20単位のうち、教養展開科目から4単位、また、コース専門科目の選択科目26単位のうち、3年次から選択するコースに応じた研究Ⅰ・Ⅱ、演習Ⅰ・Ⅱの4科目計8単位)

※AP・CP・科目区分との関係を茶色の矢印、科目区分の体系性を青色の三角矢印で示す



2) 生命圏循環共生学コース

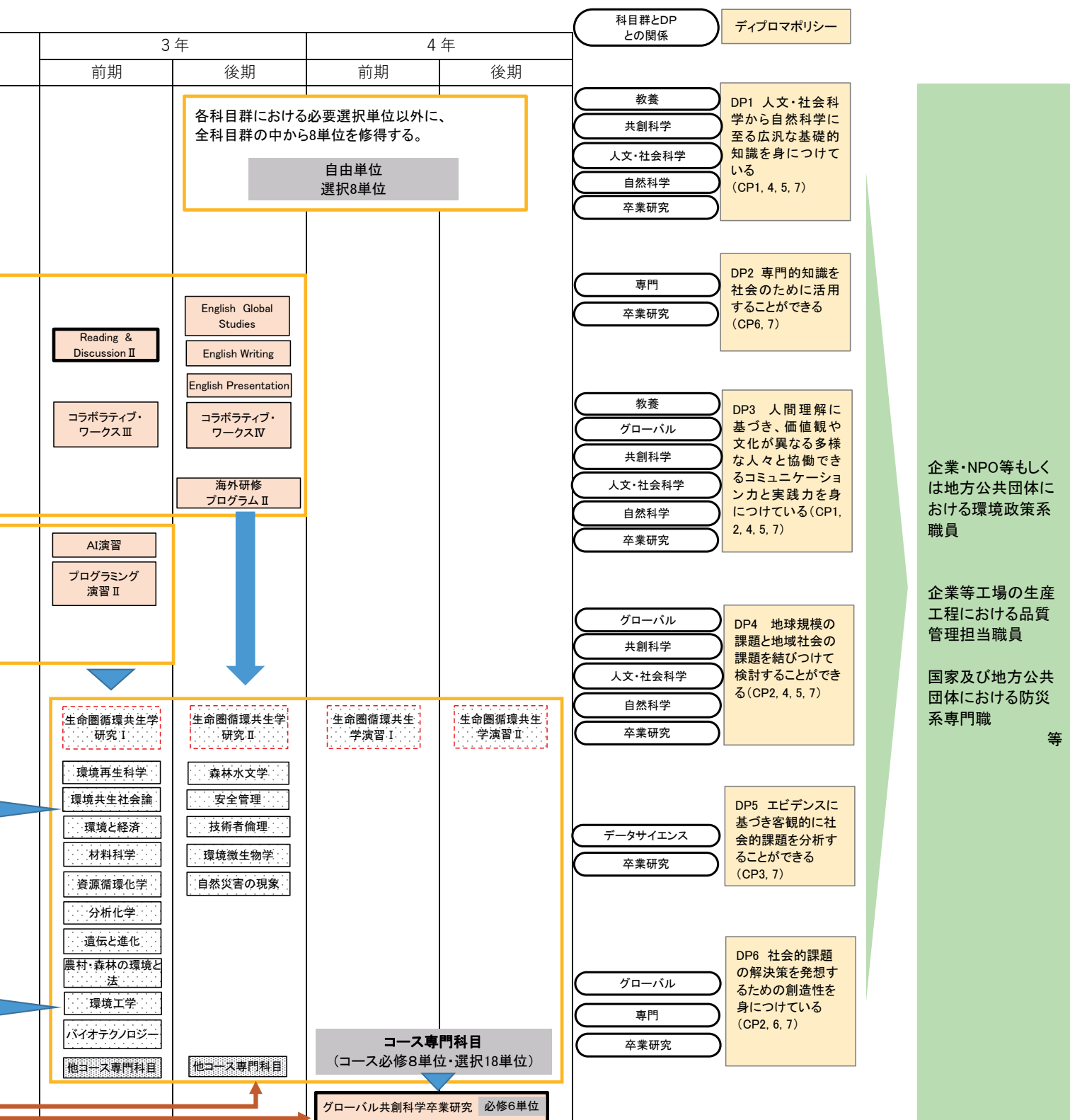


教養基礎科目…在学中や卒業後に必須となる基本的スキル・素養・実践力を身につけるための科目

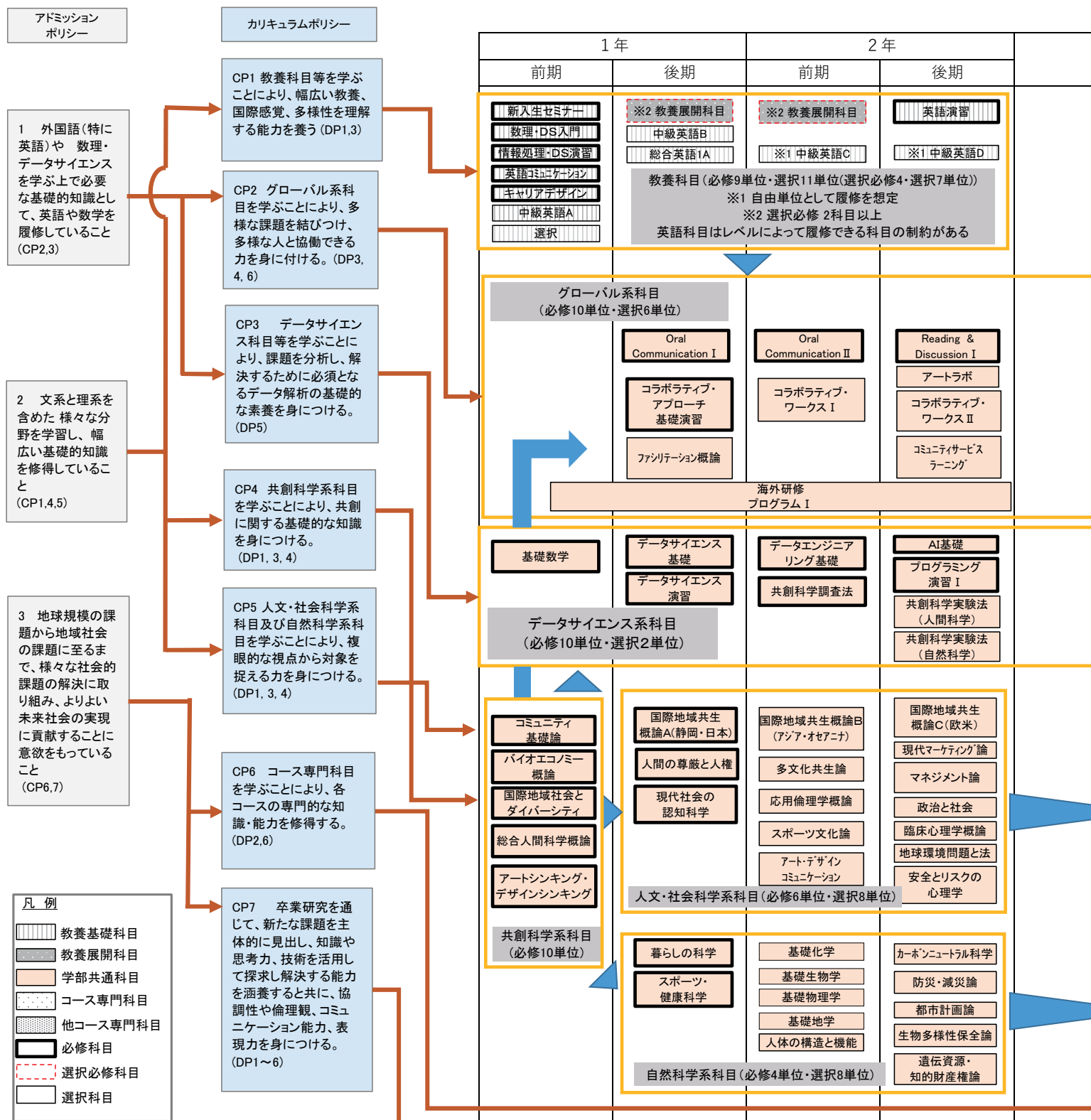
教養展開科目…広い意味の教養(問題発見・解決能力・視野の広さ・思考の柔軟性・問題意識の高さ等)を身につけるための科目

選択必修科目…選択科目のうち、卒業要件において修得する単位数が定められている科目(教養科目20単位のうち、教養展開科目から4単位、また、コース専門科目の選択科目26単位のうち、3年次から選択するコースに応じた研究Ⅰ・Ⅱ、演習Ⅰ・Ⅱの4科目計8単位)

※AP・CP・科目区分との関係を茶色の矢印、科目区分の体系性を青色の三角矢印で示す



3) 総合人間科学コース

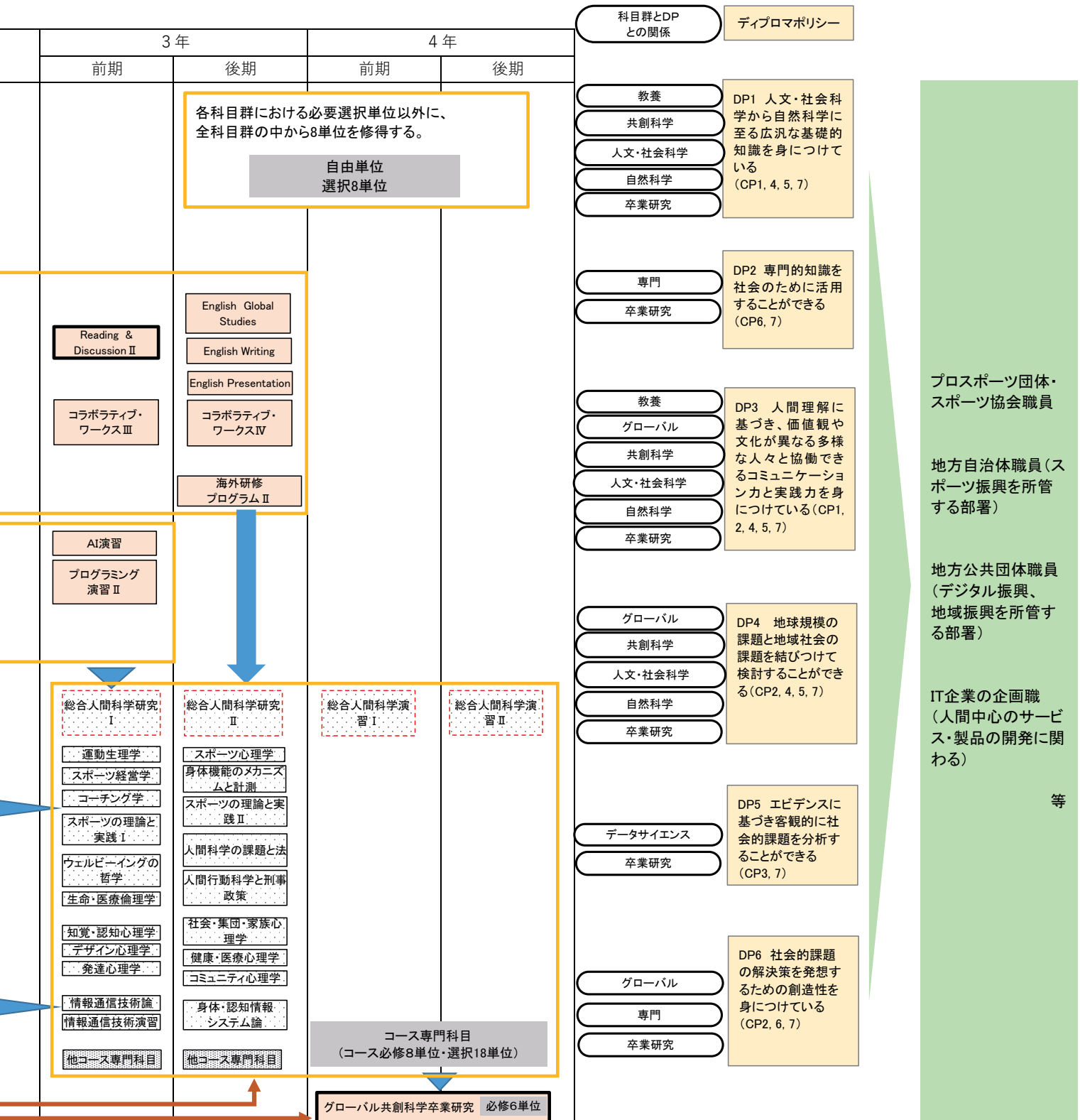


教養基礎科目…在学中や卒業後に必須となる基本的スキル・素養・実践力を身につけるための科目

教養展開科目…広い意味の教養(問題発見・解決能力・視野の広さ・思考の柔軟性・問題意識の高さ等)を身につけるための科目

選択必修科目…選択科目のうち、卒業要件において修得する単位数が定められている科目(教養科目20単位のうち、教養展開科目から4単位、また、コース専門科目の選択科目26単位のうち、3年次から選択するコースに応じた研究Ⅰ・Ⅱ、演習Ⅰ・Ⅱの4科目計8単位)

※AP・CP・科目区分との関係を茶色の矢印、科目区分の体系性を青色の三角矢印で示す



6. 学部専門科目

学部専門科目は、グローバル系科目、データサイエンス系科目、共創科学系科目、人文・社会科学系科目、自然科学系科目、コース専門科目、卒業研究の科目群で構成されています。卒業するには、必修科目 46 単位、選択科目 50 単位以上（選択必修科目 8 単位を含む）を履修する必要があります。各科目の開講年度・学期に注意して履修計画を立ててください。

各科目群の詳細は以下の通りです。

1) グローバル系科目（必修科目 10 単位、選択科目 6 単位以上）

コミュニケーション中心の外国語（英語）の授業、フィールドワークや海外研修など体験を重視する授業を通じて、価値観や文化が異なる多様な人と協働できるコミュニケーション力や実践力、地球規模の課題と地域社会の課題を結びつけて検討する力、さらには社会的課題の解決策を発想するための創造性の育成を目指します。グローバル系科目を構成する科目の詳細は以下の通りです。

① 外国語（英語）科目

本学部の英語教育では、英語 4 技能（Listening、Reading、Speaking、Writing）のうち、日本人にとって課題とされている Speaking の能力育成を中心とした科目を展開することにより、4 技能をバランスよく身につけることを目的にしています。本学部の学生は、1 年生の前期に教養科目として履修する「英語コミュニケーション」（必修）に続き、後期から Speaking の能力育成を重視した必修科目を 3 年次前期まで履修し、さらに、3 年後期には、「English Writing」、「English Presentation」、「English Global Studies」を選択科目として履修することができます。

年次	学期	必修／選択	科目名
1 年次	後期	必修	Oral Communication I
2 年次	前期	必修	Oral Communication II
	後期	必修	Reading & Discussion I
3 年次	前期	必修	Reading & Discussion II
	後期	選択	English Writing
			English Presentation
			English Global Studies

② 海外研修

本学部では、地球規模の課題と地域社会の課題を結びつけて検討する力や、国際的な舞台で主体的に活躍できる人材を育成するために、外国語の Speaking&Listening を「海外研修プログラムⅠ・Ⅱ」の授業で実践することを通じて、語学力よりも更に幅広い、価値観や文化の異なる人と協働できるコミュニケーション能力を身につけます。「海外研修プログラムⅠ」では、1～2 年次に、2～4 週間程度の期間、現地の大学や語学学校等が開催する語学研修に参加します（オンライン含む）。本学部では、全員がⅠを履修することを目指しています。

3～4 年次に開講される「海外研修プログラムⅡ」では、Ⅰの研修プログラムで得た語学スキル、異文化理解、国際感覚を、本学部で開講されている外国語科目での学びで発展させた上で、現地の大学等へ留学したり、専門性の高い研修に参加したりします。Ⅱについては、希望者のみの受講となります。なお、大学間及び部局間交流協定に基づいて留学する場合、留学期間は在学期間に算入されるため、留学期間中も本学に授業料を納入する必要があります。ただし、留学先に授業料を納入する必要はありません。

学部では海外研修についてガイダンスを開催し、必要な手続き等を説明しますので、必ず参加するようにしてください。

③ コラボラティブ・ワークス

コラボラティブ・ワークスでは、共創型人材の育成を目的に、実際に課題が生成する現場（フィールド）に出て、専門的知識をもつ人々や現場の関係者と社会的課題解決のために協働する経験（「コラボラティブ・ワーク」の経験）を積みみます。1年後期に開講される「コラボラティブ・アプローチ基礎演習」（必修）は、受講生が共創に向けて「他者と協力して、主体的に考察を行う」基礎的な姿勢と技能を身につけることを重視します。その後、2～3年次に開講される「コラボラティブ・ワークスⅠ～Ⅳ」は、受講生がフィールド関係者と協働し、知をつなぐ方法を実践的に身につけるための授業科目であり、ⅠからⅣの各科目には、フィールドへの参与、課題発見、探究、解決という取り組みが段階的にあてられています。

「コラボラティブ・ワークス」は、複数のコラボラティブ・ワークから構成され、受講生は原則として1つのコラボラティブ・ワークに取り組みます。各コラボラティブ・ワークには、スポーツ、アート、共生／ダイバーシティ、福祉、環境（テクノロジー、教育、生物多様性 etc.）などのテーマが設定されており、方法は企業との共同研究、まちづくり、ラボワーク、地域社会でのフィールドワークなどさまざまです。したがってフィールド関係者とは、自治体、企業、NPO、地域住民などが考えられます。詳細は、履修にあたっての授業説明会で説明します。

なお、グローバル系科目では国内フィールドでの学修を行う科目として、「コラボラティブ・ワークス」の他にも複数の科目を用意しています。「ファシリテーション概論」（1年後期・選択）では、さまざまな関係者との協働や合意形成の場で求められるファシリテーターの基礎的な技術や考え方を身につけます。「コミュニティサービスマニエラ」（2年後期・選択）では、NPOなど地域のステークホルダーのもとでボランティアを行うことにより、現実の課題を深く学びます。「アートラボ」（2年後期・選択）は、企業との連携やアートプロジェクトの企画などを通して、工学・アートマネジメント的な視点から社会的課題を解決するために必要な知識・技術を学んでいきます。自らの関心に合わせてこれらの科目を組み合わせ、実践的に共創の力を身につけてください。

2) データサイエンス系科目（必修科目10単位、選択科目2単位以上）

近年、インターネットをはじめとする情報基盤技術が社会へますます浸透し、日々様々な分野でデータが生み出されるようになってきました。これらのデータは目的に応じて適切に分析、利用されるべきであり、その技術は今後ますます重要になります。「データサイエンス基礎」（1年後期前半・必修）では、まずデータサイエンスの活用事例を通じてその重要性を理解し、その後、データ処理の基盤となる統計学やその他のデータ分析法を学修します。「データサイエンス演習」（1年後期後半・必修）では、習得した知識をもとに演習形式でコンピュータを用いた分析方法を学修します。「データエンジニアリング基礎」（2年前期・必修）では、データベース、ネットワーク、セキュリティなど、データを安全に活用するための知識を学修します。

情報科学は一部の専門領域だけの学問ではなく、人文社会科学、自然科学を横断する総合知識・技術として重要です。したがって、情報科学を支えるプログラミング技術を理解することは、今後の社会生活における知識として有用です。「プログラミング演習Ⅰ」（2年後期後半・必修）では、プログラミング言語のPythonを用いて、プログラミングの基本的な技術を学修します。「プログラミング演習Ⅱ」（3年前期前半・選択）ではさらに内容を発展させ、探索、整列から統計量の計算まで、広範な技術を演習形式で学びます。

AIはすでに社会を支える基盤技術となっていますが、これからさらに発展し、あらゆる方面で利用されるようになると考えられます。しかし、AIの特性を理解せずにAIによる分析結果を経営戦略、販売戦略、開発戦略などに活かすことは難しいでしょう。今後は情報科学の専門家だけでなく、それ以外の分野を専門とする人材であっても、AIの基礎知識を学修する必要があります。「基礎数学」（1年前期・必修）では、AIの動作原理を理解するために必要な線形代数学や微分積分学を学修します。「AI基礎」（2年後期前半・必修）では、AIの基礎となる機械学習の基本原則からAIと社会との関わりまでを分野横断的に学修します。「AI演習」（3年前期後半・選択）では練習用のデータおよび実際のデータを用いて種々のAIを用いた技術（ニューラルネットワーク、音声認識、画像認識、深層学習等）を学修します。

自然科学系、人文社会科学系の実験では、様々な種類のデータが生成されます。例えば、科学実験による

測定データ、インタビューの質的データ、アンケートの量的データなどです。これらのデータを得るためには、その性質をよく理解したうえで実験方法を学ぶ必要があります。また、誤った解釈・判断を避けるためにデータに合った分析法も学ぶことも重要です。「共創科学調査法」(2年前期・必修)、「共創科学実験法(自然、人間)」(2年後期・選択)ではデータ収集法、調査法、分析法を体系的に学修します。

3) 共創科学系科目(必修科目 10 単位)

共創科学系科目では、共創の基礎となる考え方、概念を学びます。「バイオエコノミー概論」「国際地域社会とダイバーシティ」「総合人間科学概論」(1年前期・必修)では、本学部が共創を通じて解決を目指す3つの未来課題群について、課題内容の概要だけでなく、現状における課題解決に向けた取組と将来の展望を示し、学生自身が、共創という手法や高度な専門的知識を学ぶ意欲を育むことを目指します。また、「コミュニティ基礎論」(1年前期・必修)では、共通の関心に基づいて人々が力を合わせて目の前の課題を解決し、場合によっては更に活動を展開させて行く集まりであるコミュニティの多様な在り方を学ぶことにより、共創を通じた課題解決を学びます。さらに、「アートシンキング・デザインシンキング」(1年前期・必修)では、共創を通じて社会的課題の解決策を生み出す際に求められる創造性の土台となるデザイン思考やアート思考を学びます。

4) 人文・社会科学系科目(必修科目 6 単位、選択科目 8 単位以上)／自然科学系科目(必修科目 4 単位、選択科目 8 単位以上)

人文・社会科学系科目／自然科学系科目では、人文・社会科学から自然科学に至る複眼的視点から社会的課題を検討する上で必要な知識を学びます。

5) コース専門科目(選択必修科目 8 単位、選択科目 18 単位以上)

コース専門科目を学ぶことにより、各コースに関連する専門的な知識・能力を身に着けます。コース専門科目のうち選択必修科目 8 単位は、各コースの名称を付した「研究」(2科目 4 単位、3 年次配当)と「演習」(2科目 4 単位、4 年次配当)であり、いわゆるゼミに該当します。詳細については、本便覧「コース分属・研究室配属について」(21 頁)を確認してください。

6) 卒業研究(必修科目 6 単位)

本学部の学生は、4 年間の学びの集大成として、自らが設定した課題を解決すべく卒業研究に取り組みます。詳細については、本便覧「卒業研究について」(21 頁)を確認してください。

7. 学びのアドバイザーについて

本学部では、初年次から4年間の学修全般をきめ細やかに支援・指導する「学びのアドバイザー」制度を設定しています。学生一人ひとりに専任教員が学びのアドバイザーとして付き、以下の項目を中心に、履修計画から学生生活全般に至る内容について、面談を行います。

面談を希望する場合には、事前にメール等でアポイントメントを取るようにしてください。

1. 履修登録に関する事項
2. 履修モデル構築に関する事項
3. 学修の進め方に関する事項
4. コース分属に関する事項
5. 研究室配属に関する事項
6. 進路・就職等に関する事項
7. 学籍異動(休学、退学等)に関する事項
8. 成績不振学生への助言や指導
9. 大学生活についての相談等

8. コース分属・研究室配属について

学生は、3 年次前学期より、3 コースのうちいずれかのコースに分属します。コースへの分属は、以下のルールにより実施します。

1. 学生の希望を最大限尊重してコースを決めます。各コースの所属学生数は 30～50 名です。
2. 分属にあたり、学生は、「コース志望理由書」を提出します。この志望理由書は以下 3 項目で評価され、その結果にもとづき所属コースが決定されます。
 - (1) コース選択の具体的理由（課題設定、その課題を設定した理由）が論理的に説明されているか
 - (2) 選択コースにおける履修計画が、(1) の内容に相応しい内容になっているか
 - (3) 選択コース履修後（卒業後）の進路について、具体的かつ論理的に説明されているかどうか
3. コース希望者数がコースで受け入れ可能な人数を大幅に超えた場合には、人数調整を行います。その結果、本来の希望とは異なるコースに所属することになることもありえます。また、人数調整では、GPA が用いられる可能性があります。ただし、希望とは異なるコースに所属した場合にも、学生が希望していたコースの専任教員が卒業研究における副指導教員になる等のアフターケアを行います。

なお、コース分属後の転コースが認められる場合もあります。転コースについては、学びのアドバイザーが当該学生と十分相談の上で決定します。

さらに、3 年次後学期より、学生は研究室に所属します。3 年次前期に受講する国際地域共生学研究Ⅰ、生命圏循環共生学研究Ⅰ、総合人間科学研究Ⅰにおいて、卒業研究として取り組みたい課題を学生自身で見つけ、学びのアドバイザーとの相談のもと希望する研究室を選びます。研究室配属についても基本的には学生の意向を尊重しますが、希望した研究室に所属できない場合もあります。

9. 卒業研究について

共創型人材育成の集大成である卒業研究は、学生自らが設定した課題を解決すべく、専門分野の異なる主指導教員（自コース）と副指導教員（専任教員であれば、自コース、他コースは問わない）による指導の下、課題解決に向けた研究を実施します。指導教員の選定は、学生が取り上げる課題に適していると思われる主指導教員と、専門分野が異なる副指導教員を、学びのアドバイザーとの相談の上、決定します。本卒業研究を通じて学生は、専門分野の異なる演習・実習、実験手法を学び、課題構想力、能動的学修能力、協働実践力、コミュニケーション力、プレゼンテーション力を育みながら、卒業研究を完成させます。研究の成果は、学会発表・学術論文発表以外に、地方公共団体、企業、NPO 等への政策提言、実演などを通じて、社会へ還元されます。

10. 取得できる資格について（単位履修要領）

1) スポーツ関連

公益財団法人日本スポーツ協会は、適切な資質能力を身に付けたスポーツ指導者育成のため、公認指導者資格として、2024 年現在、5 つの領域にわたる 18 種の資格を設けています。それらの資格のカリキュラムは、「共通科目Ⅰ～Ⅳ」と「専門科目」によって構成（一部の資格を除く）されています。

静岡大学は、競技別指導者資格「コーチ 1～3」等に必要な「共通科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を満たす授業が開講されているとして、「講習・試験免除適応コース」の大学・学科として承認されています。そのため、在学中に「公認スポーツ指導者資格取得に向けた対応科目一覧」に記載される科目の単位を取得し、オンラインテストによる検定試験に合格すれば、「共通科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を修了したと見なされると同時に、スポーツ指導者基礎資格「コーチングアシスタント」（共通科目Ⅰ）の取得が可能です。なお、日本スポーツ協会の指定のテキストの購入や指導者登録とそれに伴う費用が必要となります。詳細についてはガイダンス等の場

で説明します。質問等あれば、スポーツ系資格のガイダンスを担当する教員、あるいは学務係に問い合わせてください。

公認スポーツ指導者資格取得に向けた対応科目一覧（2024 年現在）

＊ 以下に示される科目のすべての単位取得が必要です。

科目区分	科目名	開講学年・期		単位
自然科学系科目	スポーツ・健康科学	1 年	後期	2
	人体の構造と機能	2 年	前期	2
人文・社会科学系科目	スポーツ文化論	2 年	前期	2
総合人間科学コース専門科目	運動生理学	3 年	前期	2
	スポーツ経営学	3 年	前期	2
	コーチング学	3 年	前期	2
	スポーツの理論と実践Ⅰ	3 年	前期	1
	スポーツの理論と実践Ⅱ	3 年	後期	1
	スポーツ心理学	3 年	後期	2
	身体機能のメカニズムと計測	3 年	後期	2
教育学部保健体育教育専攻専修専門科目※	体育・スポーツ社会学	3 年	後期	2

※グローバル共創科学部の学生が他学部の科目を履修した場合、卒業単位には含まれませんのでご注意ください。

2) 自然系・環境系関連

グローバル共創科学部では、自然系・環境系関連科目を修得する機会を提供し、それらを実践に生かせる人材育成を行います。グローバル共創科学部は、特定非営利活動法人自然環境復元協会が認定する「環境再生医(初級)」、及び一般財団法人日本緑化センターが認定する「自然再生士補」の資格取得のための養成機関に認定されています。いずれも所定の科目の単位を修得することで、在学中に資格取得申請が可能になります。資格取得に必要な履修要件・科目の詳細については、「環境再生医(初級)資格取得に向けた対応科目一覧」、及び「自然再生士補資格取得に向けた対応科目一覧」や、資格取得に向けたガイダンスの説明を参考にしてください。質問等があれば、自然系・環境系関連資格のガイダンスを担当する教員、あるいは学務係に問い合わせてください。

環境再生医(初級)資格取得に向けた対応科目一覧

- (1) 5 つの講習項目に割り振られた科目の中からの履修が必要です。資格取得にあたり各項目から修得する必要がある単位数については、「必要単位」の列を参照してください。
- (2) 合計で 22 単位以上の単位を修得する必要があります。

初級認定講習項目	項目概要（原則的なコンテンツ）		自校対応科目構成	単位	必要単位
1. 地球環境問題	生物や自然に関する基礎知識を持ち、生物多様性の危機等、地球	① 地球環境・気候変動	基礎生物学	2	4 単位以上
		② 生物多様性・生態系・生物分類	生物多様性保全論	2	

・ 自然環境 復元概論	環境危機の根源について、国際的な視野の下で十分に理解していること。	③ 環境倫理・哲学・思想・歴史 ④ 環境問題の国際動向 等	環境共生社会論	2	
2. 自然環境 の再生	農山村や河川、都市等における自然環境の保全・再生の動向及び技術について、基礎的な知識を持つこと。	① 自然環境再生の動向 ② 山林・農地の自然再生 ③ 河川・水辺の自然再生 ④ 都市における自然再生等	地域サステナビリティ概論 森林水文学 環境再生科学	2 2 2	4 単位 以上
3. 資源循環	資源や物質に関する循環型社会の構築について、課題に関する理解と基礎的な知識を持つこと。	① 循環型社会の形成 ② 産業・経済および社会活動の方向ーエコロジカル・リテラシー、エコマテリアル、ゼロエミッション ③ 循環型社会と暮らし／海外例 等	バイオエコノミー概論 カーボンニュートラル科学 資源循環化学	2 2 2	4 単位 以上
4. 環境教育 ・ 市民活動	学校教育や生涯学習における環境学習の動向と課題について、基礎的な理解をしていること。	① 環境学習・自然体験・学校ビオトープ ② NPO・地域コミュニティ再生 ③ インターブリテーション・ファシリテーション等	コミュニティ基礎論 コラボラティブ・アプローチ基礎演習 ファシリテーション概論 共創科学調査法 コミュニティサービスマーケティング	2 2 1 2 2	6 単位 以上
5. 環境行政 ・ 関係法令	環境の保全・再生に関する条約や環境関連法の内容について、基礎的な知識を持つこと。	① 環境基本法・生物多様性国家戦略 ② 自然再生推進法・自然関連法 ③ 循環型社会形成推進基本法・リサイクル関連法令 ④ 環境教育推進法 等	地球環境問題と法 農村・森林の環境と法 環境と経済	2 2 2	4 単位 以上

自然再生士補資格取得に向けた対応科目一覧

- (1) 指定分野として「実験・実習（演習）分野」が6分野（実①～実⑥）、「講義分野」が11分野（講①～講⑩）に分かれています。
- (2) 各分野に割り当てられた科目の中から12単位以上の修得を必要とします。
- (3) 一部の分野に偏らずに、幅広い分野からの履修を推奨します。

実験・実習（演習）分野		
指定分野	自校対応科目構成	単位
実① 自然環境調査と分析、評価に係る実習・演習	● 情報処理・データサイエンス演習	2
実② 動・植物同定調査に係る実習・演習（森林動物学実習、森林昆虫学実習を含む）		
実③ 地域環境資源調査に係る実習・演習		
実④ 自然環境保全活動に係る実習・演習		
実⑤ 生態学実習・演習		
実⑥ プレゼンテーション・コーディネート能力育成に係る実習	● コラボラティブ・アプローチ基礎演習	2
講義分野		
指定分野	自校対応科目構成	単位
講① 自然再生・自然環境概論	● 生物多様性保全論	2
	● 環境再生科学	2
講② 自然再生・自然環境保全に係る計画（設計）学		
講③ 自然再生・自然環境保全に係わる施工計画・施工学		
講④ 自然再生・自然環境保全に係わる維持管理計画・管理学		
講⑤ 植物（草本類、木本類、水生植物等）分類・生態・生理学	● 生命科学	2
講⑥ 動物（哺乳類、は虫類、両生類、昆虫、鳥類、魚類等）分類・生態・生理学	● 基礎生物学	2
講⑦ 環境リスクマネジメント学		
講⑧ 環境経済学	● バイオエコノミー概論	2
	● カーボンニュートラル科	2
	● 資源循環化学	2
	● 環境と経済	2
講⑨ 環境社会学	● 環境共生社会論	2
講⑩ 地域環境学・地域生態論	● 地域サステナビリティ概論	2

講⑪ 環境関連法規	• 地球環境問題と法	2
	• 農村・森林の環境と法	2

III 履修案内

1. 授業受講の基本事項

1) 年間スケジュールの概要

学期	主な行事等	日程の目安
前学期 4月1日～9月30日	入学式	4月4日前後
	前学期授業開始	4月上旬
	前学期授業終了	7月下旬
	前学期定期試験	7月最終週～8月初旬
	夏季集中講義期間	9月中旬～9月下旬
後学期 10月1日～3月31日	後学期授業開始	10月1日頃
	静大祭	11月上旬
	冬季集中講義期間	12月下旬
	後学期授業終了	1月下旬～2月上旬
	後学期定期試験	2月上旬
	学位記授与式（卒業式）	3月23日前後

本学の授業は、前学期と後学期の2学期制を基本として実施され、各授業は15回授業＋定期試験で構成されています。開講形態は、毎週決まった曜日に行われる**定期開講**のほか、集中講義期間にまとめて実施する**集中開講**、ゼミなど担当教員の指定する日時に開催する**不定期開講**があります。

2) 授業時間帯

時限	コマ	時間帯
1・2時限目	1コマ目	8:40～10:10
3・4時限目	2コマ目	10:20～11:50
5・6時限目	3コマ目	12:45～14:15
7・8時限目	4コマ目	14:25～15:55
9・10時限目	5コマ目	16:05～17:35

授業時間帯は1時限(45分)が基本ですが、ほとんどの授業は2時限を一区切りとして開講されています。その2時限の時間枠を「コマ」といい、例えば、1・2時限目のことを「1コマ目」と呼びます。開講科目は1～5コマ目の範囲で実施されています。

2. 履修科目の選定

1) 授業科目の分類

静岡大学の授業科目は、全学部 of 学生を対象に開設されている全学教育科目（教養科目）と各学部・学科等の学部専門科目があります。全学教育科目の履修については「全学教育科目履修案内」と「全学教育科目授業時間割」を、学部専門科目の履修については本誌「学生便覧」と学務情報システムトップページに掲載される「グローバル共創科学部授業時間割」を参照してください。

2) 卒業までに取るべき単位

入学年度毎に定められた開講科目名や単位数等の一覧をカリキュラムと呼びます。グローバル共創科学部のカリキュラムは、本便覧の「開講科目一覧」(8 頁) で確認してください。また、卒業までにとるべき単位は、本便覧の「卒業所要単位数」(11 頁) を確認してください。

教養科目のカリキュラムは、全学教育科目規程の別表Ⅰ・Ⅱの規定に従います。全学教育科目規程の別表は、「全学教育科目履修案内」に学部別に掲載されています。

3) 時間割

カリキュラムに設定された科目が、当該年度のどの時間帯で開講されているか示したものを時間割と呼びます。学部専門科目の時間割と全学教育科目(教養科目)の二種類があります。前者は学務情報システムトップページで、後者は4月のガイダンスで入手することができます。

4) シラバス

授業目標、各授業回の計画、受講要件、成績評価の方法・基準等が記載された資料をシラバスと呼びます。シラバスはWEB上で公開されており、以下のURLより参照することができます。

<https://syllabus.shizuoka.ac.jp/>

3. カリキュラムの読み方

1) 単位

各科目には単位数が定められており、授業に出席し、定期試験やレポート等に合格することでその授業科目の単位を修得することができます。

2) 必修科目／選択必修科目／選択科目

卒業にあたり必ず修得しなければならない科目を**必修科目**と呼び、指定された科目群から自由を選択して履修できる科目を**選択科目**と呼びます。また、選択科目の中でも指定された複数の授業科目の中から定められている単位数を必ず修得しなければならない科目を**選択必修科目**と呼びます。

3) 授業形態

授業形態には、講義、演習、実験、実習の種類があります。1単位あたり45時間の学修が必要であることに差はありませんが、講義の場合は授業1時間あたり2時間の予習復習等の学修を前提としているのに対し、例えば実験では授業1時間あたり0.5時間(又は0時間)の予習復習等が織り込まれています。同じ「1コマ×半期」の授業で見ると、講義科目は2単位、実験科目は1単位ですが、講義科目ではより多くの時間外学修が必要となります。

4) 年次

カリキュラムに記載された「年次」は、その科目の履修を推奨する学年を示すと同時に、その科目を履修できる最低学年といった意味合いを持ちます。「1～2」といった範囲指定がされている場合は、範囲内の学年で履修することを推奨しています。

4. 履修登録

1) 基本ルール

授業を履修する場合は、指定期間中に、学務情報システムから履修登録を行います。なお、指定期間を過ぎた後の追加登録や修正は、原則認められません。

卒業するためには、入学した年度の「全学教育科目履修案内」及び「グローバル共創科学部学生便覧」に記載のある授業科目を履修し、卒業に必要な単位数以上の単位を修得することが必要です。

2) クラス指定

同じ科目名であっても、複数のクラスに分けて授業を実施することがあります。履修登録前に掲示等を確認してください。履修登録の際は、科目とあわせてクラスも間違えないように注意してください。

3) 受講要件

対象年次指定のほか、事前修得科目等の受講要件が指定されている場合があります。シラバスの受講要件欄の記載を確認してください。

4) 他学部履修

本学部では、グローバル共創科学部開講科目一覧（8 頁）にある科目の履修を原則としていますが、申請により他学部専門科目の授業を履修することができます。ただし、他学部専門科目の単位を修得しても、卒業単位に含めることはできません。

他学部専門科目の履修を希望する場合は、授業担当教員の了解を得た上で、他学部授業履修届をグローバル共創科学部学務係に提出するとともに、履修登録を行ってください。

5) 再履修

成績評価が不合格（不可・否）となり、翌年度以降に同じ科目を再度履修しなければならないことがあります。これを再履修と呼びます。なお、合格した授業科目を再度履修することはできません。

6) 手続きの流れ

履修登録の手続きの流れは下の図のとおりです。

履修登録期間内であれば、履修科目を変更することができます。また、授業開始後約 1 カ月後に設定されている履修取消期間には、履修登録した科目を取り消すことができます。継続履修する意思のない科目を放置するとその科目は「不可」となり、後述の GPA 値が下がってしまうため、期間内に取り消しましょう。



5. 履修上限単位数（CAP 制）

1) 制度の趣旨

大学の授業では、授業時間のほかに予習復習等に一定割合の時間を設けることが求められますが、過度に多くの科目を履修することで授業以外の学修時間が確保できない状況にならないよう、履修登録できる単位数の上限が決められています。

2) 履修上限単位数と GPA の対応（※ GPA については 29 頁参照）

各学期に履修できる単位数の上限は 24 単位が基本ですが、直前学期の GPA 値により、下表のとおり履修上限単位数が緩和されます。なお、1 年次前学期の上限単位数は 24 単位です。

GPA 値	2.0 未満	2.0 以上 2.5 未満	2.5 以上
上限単位数	24 単位	26 単位	28 単位

3) 履修上限単位数 (CAP 制) の対象科目

履修上限単位数の対象となる科目は、卒業要件カリキュラムに含まれる定期開講科目及び不定期開講科目です。集中開講科目は上限単位数の計算に含まれません。また、教養科目「数理・データサイエンス入門」は履修上限単位数の対象外です。

6. 試験

1) 定期試験

定期試験は原則として各学期の最終授業週に実施されます。定期試験の時間割は、試験期間の2週間前までに掲示等で公開されます。普段とは異なる時間・教室が指定される場合や、試験期間外の日時が指定されることもありますので、必ず事前に確認してください。

2) 追試験

下表のいずれかの理由により定期試験を受験できなかった場合には、試験日から1週間以内に担当窓口へ追試験を願い出ることができます。「追試験願」の書類はグローバル共創科学部学務係で配付しています。なお、追試験を願い出の場合は、原則として試験開始前までに担当窓口（全学教育科目は教務課教務係、学部専門科目はグローバル共創科学部学務係）へ連絡をしてください。事前連絡がない場合は、追試験が認められないこともあります。

理 由	必要な添付書類	備 考
病気又は怪我	試験当日の容態についての診断書等	
忌引	会葬礼状等（事由を証明できる資料）	1 親等・2 親等の親族の死亡日から原則1週間以内の場合
その他	事由を証明できるもの	緊急または正当な事由として大学が認めたもの

3) 再試験

定期試験又は追試験の結果によっては、担当教員の判断により再試験を行う場合があります。再試験の対象科目は、成績評価が「不可」ではなく「再試」と表示されます。再試験の日程、会場等の詳細は掲示等で通知されます。なお、再試験に合格した場合の成績はすべて「可」となります。

7. 成績評価と GPA

1) 成績通知表の確認

成績評価は、学務情報システムの成績情報参照画面で確認できます。成績公開時期の目安は掲示等で示されますので、「再試」の評価が付いた科目がないか等、早めに確認を行ってください。なお、システムから出力される「成績通知表」は、大学から保証人へ定期的に郵送されます。

2) 成績評価の表記（得点方式と評価方式）

教員が成績登録する際には、得点方式（0～100 点）又は評価方式（秀・優・良・可・不可等）により行います。得点方式で採点された場合は、下表の得点範囲に対応する評価へ変換されます。一方、評価方式により採点された場合は、下表の評価に対応する標準得点へ変換された上で、GPA が計算されます。成績評価分布の目安は、「静岡大学における成績評価に関するガイドライン」に定められています。

評価	英語表記	得点範囲	標準得点	GP 範囲
秀	S	90.0 点～100.0 点	95 点	3.50～4.50
優	A	80.0 点～89.9 点	85 点	2.50～3.49
良	B	70.0 点～79.9 点	75 点	1.50～2.49
可	C	60.0 点～69.9 点	65 点	0.50～1.49
不可	D	0 点～59.9 点	30 点	0.00

3) 評語と評価の基準

成績評価は下表に示す評語によって表されます。合格の場合は単位が認定されます。また、本学では、授業科目ごとに掲げている「授業の目標」から見た到達度を基に成績評価を行うこととしています。各評語における「評価の基準」は下表のとおりです。

評語	合格/不合格	評価の基準
秀	合格	授業の目標を超え、卓越した水準に到達している
優		授業の目標を超える水準に到達している
良		授業の目標に到達している
可		授業の目標の最低水準に到達している
不可	不合格	授業の目標の最低水準に到達していない
合	合格	授業の目標の最低水準に到達している
否	不合格	授業の目標の最低水準に到達していない

評語	説 明
再試	不合格ではあるが、再試験の受験資格があることを表します。
その他	一部レポートが未提出等の理由から、成績が保留されている状態を表します。
認定	他大学で修得した単位が認定された場合等に用いられます。

4) GPA について

GPA (Grade Point Average) は、在学中の成績評価の平均値を表すもので、各科目の GP (Grade Point) を単位数に応じて加重平均することで算出されます。GPA は、履修上限単位数の緩和や授業料免除の成績基準値等で利用されます。

計算式	$GP = (\text{得点} - 55) \div 10 \quad (\text{ただし、60 点未満の得点は } GP=0.0 \text{ とする。})$ $GPA = \Sigma (GP \times \text{単位数}) \div \text{履修総単位数}$
注意点	- 成績証明書等には各科目の GP は小数第 2 位、GPA は小数第 3 位まで表示されます。 - 卒業要件のカリキュラムに含まれない科目や特殊な評価（「再試」「その他」「認定」「合」「否」）の科目については、GPA の計算対象から除外されます。

5) 成績証明書

成績証明書は、在学中はキャンパス内に設置された証明書自動発行機で発行できます。成績証明書上には不合格科目は掲載されませんが、各科目の GP と GPA 値は印字されます。

6) 成績評価に関する疑義

- 成績評価に疑義がある場合は、下記の窓口に応じ、「成績評価に関する質問書」を提出してください。
 - 全学教育科目：教務課教務係（共通教育 A 棟 2 階）
 - 学部専門科目：グローバル共創科学部学務係（共通教育 D 棟 1 階）

2. 質問書の受付期限は、次学期の履修登録期間終了日です。(ただし、卒業判定等に係る場合は、前学期の成績評価については8月末日まで、後学期の成績評価については2月末日まで)
3. 質問書への回答は、提出後2週間以内に行います。この回答によっても成績評価に疑義がある場合は、「成績評価に関する申立書」を1の窓口へ提出してください。
4. 手続きの詳細は「成績評価に関する学生からの疑義に対する教務上の対応手順」を参照してください。
<https://www.shizuoka.ac.jp/education/affairs/termexam/>

7) 受験上の注意事項

① 学生証の携行

試験中は学生証を机の上に提示してください。学生証を持たない者には、受験を認めないことがありますので、必ず携行してください。

学生証を再発行中の場合等で当日学生証を携行できない場合には、グローバル共創科学部学務係において仮学生証の発行を行います。運転免許証等の身分証明書を持参し、時間に余裕を持って手続きを行ってください。

② 試験時の持ち物

試験中は、携帯電話、スマートフォン等は電源を切ってかばん等にしまってください。また、持込の許可のない書籍やノート等も同様です。

試験時間中は計時機能のみの時計を用意してください。スマートウォッチ等のウェアラブル端末については使用禁止です。

8. 不正行為

試験において不正行為を行った者に対しては、静岡大学学生懲戒規程に基づき厳正に処分します。不正行為による懲戒処分を決定したときは、不正行為のあった授業科目の成績評価を「不可」とするだけでなく、当該学期の他の授業科目のうち、「不可」の評価を受けたもの以外の履修をすべて無効とします。

不正行為の対象となる行為については、本便覧に掲載されている「試験等における不正行為の取扱いに関する指針」(55 頁)または学生生活ポータル(オンライン)に明記されています。特にレポート作成において、関連する著書、論文、インターネット上の情報を、引用であると明示することなく使用することで、不正行為として処分される例が複数見受けられますので、細心の注意を払ってください。

9. カリキュラム以外の履修について

1) 他の大学等で修得した単位について

教育上有益と認めるときは、本学の学生が他の大学(外国の大学等も含む)において修得した授業科目の単位を、本学で修得した単位として認める場合があります。また、大学以外の教育施設(短期大学や高等専門学校など)での学修を、本学の授業科目の履修と見なして単位を認める場合もあります。さらに、本学入学前に上記のように修得した単位についても同様です。他の大学等で履修または学修した科目について、本学の単位として認定を受けたい場合は、グローバル共創科学部学務係に相談してください。

2) 特別教育プログラムの履修について

特別教育プログラムとは、所属する学部・学科等の授業科目にとどまらず、自身の専攻(主専攻)以外に、興味や関心のある特定のテーマに沿った科目を体系的に学ぶ制度です。

グローバル共創科学部生が履修できる特別教育プログラムは、次頁の一覧のとおりです。特別教育プログラムは希望学生が任意で履修する選択制で、それぞれについて修了認定に必要な要件が定められており、修了が認められると「特別教育プログラム修了証書」が授与されます。「特別教育プログラム修了証書」は、主専攻の他にも特定の学習テーマに基づいた科目群を履修したことを外部に証明するものです。

特別教育プログラムで修得した科目には、卒業単位に含めることができますものもあります。詳細は本便覧の「グローバル共創科学部開講科目一覧」(8 頁) 及び別冊子『全学教育科目履修案内』に掲載されている全学教育科目の学部別授業科目一覧(19 頁)を確認してください。

グローバル共創科学部の学生にとっては卒業単位とされない科目が含まれている特別教育プログラムがあります。特別教育プログラムを履修する場合は、特別教育プログラムの詳細をよく確認してください。以下に特別教育プログラム概要の一覧を掲載します。詳細は、別冊子『全学教育科目履修案内』(72 頁～)を確認してください)

① 英語特別教育プログラム

本プログラムは留学や英語が頻繁に使われる国内外の企業に就職を希望する等、高度な英語力の習得を望む学生のためのプログラムです。教養英語必修科目を含め、開講されている多くの教養英語選択科目を履修し、英語圏への留学準備の対策や英語資格試験対策も行います。

② グローバル・アジア特別教育プログラム

静岡大学では、社会のニーズに応えるグローバル人材を育てる取り組みとして「アジア・ブリッジ・プログラム (Asia Bridge Program =ABP)」を実施しています。本プログラムは ABP の一環として、幅広い視野と国際的な感覚を身につけた学生を育てるためのプログラムです。詳細は以下のサイトをご参照ください。

<https://www.suoic.shizuoka.ac.jp/student/abp-minor/>

③ 静岡大学アクティブラーナー特別教育プログラム

本プログラムは、キャリア形成に関する科目を体系的に学修することによって自律的キャリア形成に向けた知識を獲得し、履修学生が大学4年間の学びをより意義深いものとすることを目指すプログラムです。現代社会についての知識を持ち、自分のキャリア形成を社会との関係の中で捉えられるようになることも目標としています。

④ 防災マイスター

静岡大学防災マイスター称号制度は、一定レベルの防災知識を備えた学生を養成して社会に送り出すために2011年度に立ち上げられました。このプログラムでは、静岡県を含む広い地域で危惧される南海トラフ地震をはじめとする自然災害に対する科学的な知識を有し、それに基づいて災害時に自己や他者の生命と災害後の生活を守る上で有用な最低限の防災知識・スキルを獲得すること、また教育学部にあつては、それを学校安全の推進に活用できる能力を獲得することを目標としています。

本プログラムは防災総合センターが中心となり、所定の科目を履修し授与を申請した学生に「静岡大学防災マイスター」の称号を与えるものであり、静岡・浜松両キャンパスで実施され、2021年度までに129名が「静岡大学防災マイスター」の称号を得ています。

なお、本プログラムの修了(称号取得)とともに、静岡県の認定講座(例年2月中旬/半日程度)を受講することにより、静岡県知事認証「ふじのくに防災マイスター」の称号を得ることができます。

⑤ ABP4 月特別教育プログラム (ABP4 月)

各学部の課程で専門性を養うとともに、ABP 独自のカリキュラムによって、日本の産業やグローバル企業の経営、社会で求められるコミュニケーションスキルを学びます。国際交流活動や企業インターンシップ、大学が提供する就職支援活動などで、卒業後にグローバル人材として活躍するための知識とスキルを獲得することを目指すプログラムです。

⑥ 国際日本学副専攻プログラム

グローバル化する世界で活躍するための基礎——国際的・相対的視点で見た日本の社会・文化・政治・経済に関する知識、および自身の専門分野に関する知識を英語で理解し発信する力——を身につけるためのプログラムです。(多くの科目は、人文社会科学部の専門科目として開講されます。)

10. その他 授業の受講に関する事項

1) 授業の欠席について

授業は出席することが原則ですが、病気・怪我、忌引き及び公共交通機関（大学に通じる市内路線バス、静岡駅・浜松駅発着のＪＲ在来線）の遅延などでやむを得ず欠席する場合は、学務情報システムの教員連絡機能等により講義前あるいは直後に担当教員へ連絡してください。また、病気・怪我であれば病院で診察を受けたことが分かる書類（医療機関のレシート等）、忌引きであれば会葬礼状、公共交通機関の遅延であれば遅延証明書のコピー等を後日担当教員へ提示する必要があります。この場合、欠席扱いとはなりません、レポートの提出や補講の義務を免除するものではありません。

2) 自然災害等による一斉休講措置について

- 1 授業実施の可否の判断（午前の授業：午前7時の時点で、午後の授業：午前11時の時点で判断）

大雨・暴風等により、キャンパスの所在地において以下のいずれかに該当した場合は一斉休講となります。

- (1) 大雨特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき
- (2) 大雨警報又は暴風警報が発表された状況において、公共交通機関のいずれかが不通となっているとき
- (3) 避難指示又は緊急安全確保が発令されたとき

※ 集中講義や休日授業の場合は、各科目の開講時間帯等を考慮し休講措置を決定します。

- 2 一斉休講措置の周知

大学が休講を決定したときは、学務情報システムのトップページへの掲載により通知します。また、学務情報システムの一斉メール等による通知もあわせて行いますので、確認してください。

- 3 その他

地震による休講措置については、「自然災害等による一斉休講措置のガイドライン」により確認してください。ガイドラインは、学生生活ポータル（オンライン）で確認できます。

IV 学内諸規則

ここに掲載の学内諸規則は令和6年3月1日現在の更新内容を反映させたものです。最新の規則等については、静岡大学規則集 (<https://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/>) を参照してください。

1. 学則

(昭和24年12月21日制定／平成16年4月1日題名改正)

(目的・使命)

第1条 国立大学法人静岡大学（以下「本学」という。）は、学術・文化の研究並びに教育の機関として、広く一般的教養を授けるとともに深く学術・教育の理論及び応用を教授研究し、平和的な国家及び社会における有為な人材を育成し、その教授研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することを目的・使命とする。

(自己評価等)

第2条 本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、本学以外の者による検証を受けるものとする。

3 前2項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第3条 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進を図るため、その教育研究活動等の状況を公表するものとする。

(教育研究上の目的の公表)

第3条の2 本学は、学部、学科、課程又は教育プログラムごとに、人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的を学部規則又は地域創造学環規則に定め、公表するものとする。

(構成)

第4条 本学に、人文社会科学部、教育学部、情報学部、理学部、工学部、農学部及びグローバル共創科学部を置き、各学部の学科及び課程は、次のとおりとする。

人文社会科学部	社会学科
	言語文化学科
	法学科
	経済学科
教育学部	学校教育教員養成課程
情報学部	情報科学科
	行動情報学科
	情報社会学科
理学部	数学科
	物理学科
	化学科

	生物科学科
	地球科学科
工学部	機械工学科
	電気電子工学科
	電子物質科学科
	化学バイオ工学科
	数理システム工学科
農学部	生物資源科学科
	応用生命科学科
グローバル共創科学部	グローバル共創科学科

(地域創造学環)

第4条の2 各学部（教育学部及びグローバル共創科学部を除く。）に、全学学士課程横断型教育プログラムとして、地域創造学環を置く。

第5条 本学に、大学院を置く。

第6条 本学に、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所を置く。

第7条 本学に、次のとおり学部附属の教育研究施設を置く。

教育学部 教育実践総合センター

理学部 放射科学教育研究推進センター

農学部 地域フィールド科学教育研究センター

(共同利用)

第7条の2 前条に掲げる農学部附属の地域フィールド科学教育研究センターは、本学の教育研究上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができるものとする。

第8条 教育学部に、次のとおり附属学校を置く。

附属幼稚園

附属静岡小学校

附属浜松小学校

附属静岡中学校

附属浜松中学校

附属島田中学校

附属特別支援学校

第9条 本学に、次のとおり学内共同教育研究施設を置く。

大学教育センター

学生支援センター

全学入試センター

情報基盤センター

防災総合センター

浜松共同利用機器センター

教職センター

地域創造教育センター

サステナビリティセンター

静岡共同利用機器センター

第9条の2 本学に、次のとおり学内共同利用施設を置く。

こころの相談室

キャンパスミュージアム

高柳記念未来技術創造館

第9条の3 本学に、教育研究成果を社会に積極的に還元し社会連携を推進するためイノベーション社会連携推進機構を置く。

第9条の4 本学に、全学情報基盤の一元的推進及び管理を行うため、情報基盤機構を置く。

第9条の5 本学に、教育、学生支援及び入学者選抜に関する基本方針を全学的な観点から検討し、本学の教育、学生支援及び入学者選抜の質の向上と一層の推進を図るため、全学教育基盤機構を置く。

第9条の6 本学に、国際交流に関する基本方針を全学的な観点から検討し、本学の国際交流の質の向上と一層の推進を図るため、国際連携推進機構を置く。

第9条の7 本学に、産官学民共創による持続可能な社会構築に向けた分野横断的教育研究を推進するため、未来社会デザイン機構を置く。

第9条の8 本学に、全学の安全衛生を効率的・効果的に実施・推進するため、安全衛生センターを置く。

第9条の9 本学に、全学的な視点から男女共同参画を推進するため、男女共同参画推進室を置く。

第9条の10 本学に、中期目標・中期計画の取組を支援し、大学改革の推進を図るため、未来創成本部を置く。

第9条の11 本学に、研究設備・機器を戦略的に導入・更新・共用等を図る仕組みを強化し、研究力の下支え及び研究の向上に資するため、研究設備統括本部を置く。

第10条 本学に、附属図書館を置く。

第11条 本学に事務局を置く。

第11条の2 本学に、技術部を置く。

第12条 本学に、保健センターを置く。

第13条 第4条から前条までに定める規定は、別に定める。

(学術院)

第13条の2 本学に、学術院を置き、次の領域を置く。

人文社会科学領域

教育学領域

情報学領域

理学領域

工学領域

農学領域

融合・グローバル領域

グローバル共創科学領域

2 学術院に関し、必要な事項は、別に定める。

(役員及び教職員)

第14条 本学に、次の役員を置く。

学長 理事 監事

2 本学に、次の教職員を置く。

学長 副学長 教授 准教授 講師 助教 助手 教頭 教諭 養護教諭 技術職員 事務職員 医療

職員 その他

第15条 学部に学部長を、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所に所長を置く。

- 2 地域創造学環に地域創造学環長を置く。
- 3 学部附属の教育研究施設に長を置く。
- 4 附属学校に校長（幼稚園にあつては園長。）を置く。
- 5 学内共同教育研究施設に長を置く。
- 6 附属図書館に館長を置く。
- 7 事務局に事務局長を置く。
- 8 保健センターに所長を置く。
- 9 学術院の領域に領域長を置く。

第15条の2 教育学部に附属学校園統括長を置くことができる。

- 2 附属学校に副校長、主幹教諭、指導教諭及び栄養教諭を置くことができる。

（学長の職務）

第16条 学長は、本学を代表し、その業務を総理するとともに、校務をつかさどり、役員及び教職員を統督する。

（理事の職務）

第17条 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本学の業務を掌理し、学長に事故あるときは、あらかじめ学長が定める順位に従いその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

- 2 理事に関し、必要な事項は、別に定める。

（監事の職務）

第18条 監事は、本学の業務を監査し、その結果に基づき、必要に応じて、学長又は文部科学大臣に意見を提出する。

- 2 監事に関し、必要な事項は、別に定める。

（副学長、学部長等の職務）

第19条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

- 2 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- 3 前項に定めるもののほか、第15条各項に定める組織の長は、当該組織に関する校務又は業務をつかさどる。

（学科長）

第20条 学科に学科長を置くことができる。

- 2 学科長は、当該学科の運営に関する事項を処理する。
- 3 学科長に関し、必要な事項は、当該学部の教授会が別に定める。

（役員会、学長選考・監察会議、経営協議会、教育研究評議会、大学運営会議、企画戦略会議、評価会議、教授会、地域創造学環運営会議、領域会議）

第21条 本学に役員会、学長選考・監察会議、経営協議会及び教育研究評議会を置く。

- 2 本学に、大学運営会議を置く。
- 3 本学に、企画戦略会議を置く。
- 4 本学に、評価会議を置く。
- 5 学部、大学院、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所に教授会を置く。
- 6 地域創造学環に、地域創造学環運営会議を置く。
- 7 学術院の領域に、領域会議を置く。
- 8 役員会、学長選考・監察会議、経営協議会、教育研究評議会、大学運営会議、企画戦略会議、評価会議、

教授会、地域創造学環運営会議及び領域会議に関する規則等は、それぞれ別に定める。

(委員会)

第22条 本学に、委員会を置くことができる。

2 委員会に関する規定は、別に定める。

(学年、学期)

第23条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。ただし、後学期に入学した者の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終る。

第24条 学期は、次の2期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業期間)

第25条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(創立記念日)

第25条の2 本学の創立記念日は、6月1日とする。

(授業の休業日)

第26条 授業の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 土曜日（人文社会科学部の夜間主コースを除く。）

(4) 春季休業 3月25日から3月31日まで

(5) 夏季休業 8月1日から9月15日まで

(6) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

2 学長は、必要があると認める場合は、前項第4号から第6号までの休業期間を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長が必要と認める場合は、休業日に授業を行うことができる。

(収容定員)

第27条 学生の収容定員は、別表Iのとおりとする。

(修業年限等)

第28条 修業年限は4年とし、在学期間は8年を超えることはできない。

(教育課程)

第29条 本学における教育課程は、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために、次の各号に掲げる授業科目の区分をもって体系的に編成し、学部又は教育プログラムごとに4年一貫した教育を行う。

(1) 専門科目 専攻に係る専門の学芸を教授するための授業科目をいう。

(2) 教養科目 幅広い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目をいう。

第30条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣の定めにより、多彩なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多彩なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

4 授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

第30条の2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するものとする。

2 前項に定めるもののほか、授業科目の単位認定、試験、成績評価等については、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第30条の3 本学は、本学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第31条 授業科目、単位及び履修方法については、各学部、地域創造学環及び大学教育センターが別に定める。

第32条 学生は、所定の教育課程に従って授業科目を履修し、124単位以上を修得しなければならない。

(履修科目の登録の上限)

第32条の2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を別に定めるものとする。

2 所定の単位を別に定める基準以上の成績をもって修得した学生及び相当の理由があると認められた学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他の学部における授業科目の履修)

第33条 学生は、別に定めるところにより、他の学部の授業科目を履修することができる。

(大学院授業科目の履修)

第33条の2 学生が本学大学院に進学を志望し、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が進学を志望する研究科及び研究院の授業科目を履修することができる。

(他の大学等における授業科目の履修)

第34条 教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得とした単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除

き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第37条 学生が、職業を有している等の事情により、第28条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(特別な教育課程の履修)

第37条の2 本学は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了したものに對し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第38条 本学に4年以上在学し、所定の単位を修得した者に対し、教授会（地域創造学環にあっては地域創造学環運営会議）（以下「教授会等」という。）の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所要の単位のうち、第30条第2項の授業方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合は、同条第1項の授業方法により64単位以上の修得がなされていれば、60単位を超えることができる。

(学士)

第39条 本学を卒業した者に、学士の学位を授与する。

2 学位に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状)

第40条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得した者は、その修得単位によって教員の免許状授与の所要資格を得ることができる。

2 前項の規定により所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、別表IIのとおりとする。

(入学)

第41条 学生を入学させる時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、後学期の初めとすることができる。

第42条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(9) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であつて、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

第 4 3 条 入学志望者に対しては、試験を行い、その成績等により選考し、教授会等の意見を聴いて、学長は、入学を許可する者を定める。

2 編入学、転入学又は再入学を志望する者については、選考により入学を許可することがある。

(編入学)

第 4 4 条 次の各号のいずれかに該当する者で、編入学を志望する者があるときは、教授会等の意見を聴いて、学長は、相当学年に編入学を許可することがある。

(1) 大学の学部を卒業した者又は 2 年以上在学し、所定の単位を修得し、中途退学した者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 教員養成学部 2 年課程を修了した者

(4) 高等専門学校を卒業した者

(5) 高等学校の専攻科の課程を修了した者のうち、学校教育法第 58 条の 2 に規定する者

(6) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第 132 条に規定する者

(7) 学校教育法施行規則附則第 7 条に規定する者

(8) 外国において、学校教育における 14 年以上の課程を修了した者

(9) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を我が国において修了した者

2 編入学を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第 28 条に規定する修業年限並びに第 28 条及び第 38 条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。

(転入学)

第 4 5 条 他の大学に現に在学する者（我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程に在学する者を含む。）で、本学に転入学を志望する者があるときは、学部規則に基づき、教授会等の意見を聴いて、学長は、相当学年に転入学を許可することがある。

2 転入学を志望する者は、その現に在学する大学の学長の許可書を願書に添えなければならない。

3 転入学を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第 28 条に規定する修業年限並びに第 28 条及び第 38 条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。

(再入学)

第 4 6 条 退学又は除籍後 2 年以内に、再入学を願い出た者があるときは、教授会等の意見を聴いて、学長は、相当学年に再入学を許可することがある。ただし、第 55 条第 1 号の規定により除籍された者は、再入学を願い出ることができない。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(入学志望手続)

第 4 7 条 入学志望者は、所定の手続により、検定料を添えて、願書を学長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、編入学、転入学又は再入学の場合に準用する。

(入学手続及び入学許可)

第 4 8 条 学長は、入学選考に合格し、指定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。）に入学を許可する。

2 前項の規定は、編入学、転入学又は再入学の場合に準用する。

(転学部及び転学科等)

第49条 学生で、他の学部で転学部を志望する者があるときは、関係両学部教授会の意見を聴いて、学長は、許可することがある。

2 学生で、同一学部の他の学科に転学科を志望する者があるときは、教授会の意見を聴いて、学長は、許可することがある。

3 第1項の規定により転学部を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会が認定する。

(地域創造学環の履修及び履修取りやめ)

第49条の2 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、学生で、地域創造学環の履修又は履修の取りやめを志望する者があるときは、教授会等の意見を聴いて、学長は、許可することがある。

2 学長は、前項に規定する許可をしたときは、必要に応じて、同項の規定により地域創造学環の履修又は履修の取りやめを許可された者の学籍を移すものとする。

3 第1項の規定により地域創造学環の履修又は履修の取りやめを許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。

(他の大学等への入学)

第50条 学生は、他の大学又は本学の他の学部若しくは地域創造学環の入学試験を受けようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(転学)

第51条 学生は、他の大学に転学を志望するときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(留学)

第52条 学生は、外国の大学又はこれに相当する高等教育機関に留学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 前項の留学の期間は、第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間に算入する。

(休学)

第53条 学生は、病気その他の理由により、引き続き2か月以上修学できないときは、所定の手続きにより、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者は、学長の許可を得て、なお引き続き休学することができる。

3 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

5 休学期間中に、休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第54条 学生は、退学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第55条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教授会等の意見を聴いて、除籍する。

(1) 第28条に規定する在学期間を超えた者

(2) 第53条第3項に規定する休学期間を超え、なお復学できない者

- (3) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められた者
 - (4) 授業料又は寄宿料が未納で、督促してもなお納付しない者
 - (5) 入学料について、免除が不許可となり若しくは半額免除が許可された場合又は徴収猶予が許可若しくは不許可とされた場合に、納付期日までに納付しない者
 - (6) 死亡した者又は行方不明の届出のあった者
- (賞罰)

第56条 学生が、研究その他の行為において優れた業績があったときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

第57条 学生が、本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は、教授会等の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て懲戒する。

2 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第58条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

第59条 停学の期間が2か月を超えるときは、その期間は在学期間に算入しない。

(授業料の納付)

第60条 学生は、授業料を納付しなければならない。

(授業料、入学料及び検定料)

第61条 授業料、入学料及び検定料（以下次条において「授業料等」という。）の額並びに納入方法については、別に定める。

(授業料等の免除等)

第62条 学長は、経済的理由によって納付が困難である者等に対しては、授業料等を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第63条 本学において、特殊の事項につき研究を志望する者があるときは、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生として入学することのできる者は、その研究事項につき大学学部卒業者又はこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

3 研究期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第64条 本学（大学院を除く。）の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生として入学することのできる者は、第42条各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を履修する学力があると認めた者とする。

3 科目等履修生は、履修した科目について試験を受け単位を修得することができる。

4 履修期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。

5 科目等履修生は、教育職員免許法上の単位を修得しようとする場合に、所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、別表IIのとおりとする。

6 前項までの規定により、科目等履修生として、本学において一定の単位（大学の学生以外の者で、第42

条の規定による入学資格を有した後、修得したものに限り、)を修得した後に本学に入学する場合で、当該単位の修得により、本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を2年を超えない範囲で第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間に通算することができる。

7 前項の修業年限及び在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。

(聴講生)

第65条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、選考のうえ、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生として入学することのできる者は、第42条各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を聴講する学力があると認めた者とする。

3 聴講した授業科目の単位認定は行わない。

4 聴講期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。

(特別聴講学生)

第66条 他の大学又は短期大学(外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。)の学生が、所定の手続きにより、本学の授業科目の履修を願い出たときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(短期交流特別学部学生)

第66条の2 外国の大学の学部学生が、本学における短期間の教育研究指導を願い出たときは、短期交流特別学部学生として受入れを許可することができる。

第67条 第63条から前条までにに関する細部についての規程は、別に定める。

(外国人学生)

第68条 外国人で本学に入学を志望する者があるときは、学部(地域創造学環を含む。)又は国際連携推進機構において選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人学生に関する規程は、別に定める。

(公開講座)

第69条 本学に、公開講座を設けることができる。

2 公開講座は、本学の専門的、総合的な教育・研究機能を開放することにより、地域社会に対し広く学習の機会を提供するために行うもので、学長又は学部長が主宰し、これに関する必要な事項は、別に定める。

(学寮、厚生保健施設)

第70条 本学に、学寮その他の厚生保健施設を置く。

第71条 学生が学寮に入寮を希望するときは、所定の手続により、学寮を管理する学長に願い出て、その選考を経て許可を受けなければならない。

2 退寮する場合も、所定の手続を取らなければならない。

第72条 入寮者は寄宿料を納付しなければならない。寄宿料の額は、別に定める額とし、毎月当月分を納めなければならない。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に納めるものとする。

2 納付した寄宿料は、いかなる事情があっても還付しない。

3 死亡等やむを得ない事情で寄宿料の納付が困難である者に対しては、第1項の規定にかかわらず別に定めるところによりその事情を審査して学長は寄宿料を免除することができる。

第73条 厚生保健施設については、別に定める。

(雑則)

第74条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、短期交流特別学部学生及び外国人学生に対しては、別に定めあるもののほか、この学則中学生に関する規定を準用する。

第75条 学長は、必要に応じ、所管事項の一部を学部長その他に委任することができる。

第76条 この学則を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則（略）

2. 静岡大学学部共通細則

（昭和24年12月21日制定）

（入学宣誓）

第1条 学生は、入学式において入学宣誓をするものとする。

（保証人）

第2条 入学に当たっては、宣誓・保証書を提出しなければならない。この場合において、外国人留学生にあつては、保証人を定めることを要しない。

第2条の2 保証人は、常に本学と学生の家庭とを連絡し、教育指導に協力するものとする。

第3条 保証人は、父母又は父母に準ずる者でなければならない。

第4条 保証人が住所を変更し、又は身上に著しい変動があつた場合は、速やかにこれを学部長（地域創造学環については地域創造学環長）（以下「学部長等」という。）に届け出なければならない。

（学生の氏名）

第5条 学生は、原則として戸籍上の氏名を使用するものとする。ただし、旧氏名の使用に係る許可を受けた学生は、原則として旧氏名を使用するものとする。

2 旧氏名の使用に関し必要な事項は、別に定める。

3 学生は、氏名に変更があつた場合は、速やかに学部長等に届け出なければならない。

（学生証）

第6条 学生は、学生証の交付を受け、登校の際は、必ずこれを携帯しなければならない。

第7条 学生証は、提出前1か月以内に撮影した、無帽の半身像写真1枚を学部長に提出し、その交付を受けるものとする。

第8条 学生証を携帯しないときは、教室、研究室又は図書館に入れないことがある。

第9条 学生証は、本学職員の検閲請求があつたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

第10条 学生証を紛失し、損傷し、又は汚損したときは、学部長等に届け出て、再交付を受けなければならない。

第11条 削除

第12条 学生証は、卒業、退学又は除籍等の場合は、直ちにこれを学部長等に返納しなければならない。

（宿所）

第13条 学生は、毎学年の初めに、その宿所を学部長等に届け出なければならない。

2 宿所変更の場合は、その都度、速やかに学部長等に届け出なければならない。

（健康診断）

第14条 学生は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）により健康診断を受けなければならない。

第15条 学部長等は、学生の健康を管理し、必要に応じ治療を命じ、又は登校を停止することができる。

（団体、集会、出版物、宣伝及び掲示）

第16条 学生が団体を組織しようとするときは、団体の規則、会員の名簿を添えて、責任代表者から、学部長等を経て学長に届け出なければならない。

2 団体の規則又は届出事項を変更しようとするときも、また前項に同じ。

第17条 団体が学外団体へ参加しようとするときは、その団体の規則、参加の目的、理由を添えて、責任代表者から、学部長等を経て学長に届け出なければならない。

第18条 第16条及び第17条の規定において2学部以上の学生又は地域創造学環及び他学部の学生が関係するときは、それぞれの関係学部長等を経て学長に届け出なければならない。

第19条 学生が集会をしようとするときは、集会の責任代表者2人以上の連署をもって、集会の目的、期日、場所、参会者の種類及び人員を記載した書類を、所定の期日までに、学部長等に届け出なければならない。

第20条 学生が雑誌、新聞、小冊子、ビラ、ポスター等を作ったときは、そのものを添えて、速やかに学部長等に届け出なければならない。

第21条 学生が学内に掲示をしようとするときは、そのものを添えて、学部長等に届け出た後、指定の場所においてなさなければならない。

第22条 第19条から第21条までの規定において2学部以上の学生又は地域創造学環及び他学部の学生が関係するときは、それぞれの関係学部長等に届け出なければならない。

第23条 学生の団体、学外団体への参加、集会、出版物、掲示等で、本学の教育目的に添わないところがあると認めた場合は、学長又は学部長等がこれを許可しないことがある。

(施設の利用)

第24条 学生及びその団体は、学長又は学部長等の使用許可を得ないで、本学の施設を任意に使用することはできない。

2 前項の許可は、その使用目的、種別、期間、責任者氏名を記した書類を提出し、その承認を得るものとする。

(補則)

第25条 この細則を実施するために必要な事項は、学部又は地域創造学環でこれを定めることができる。

附 則 (略)

3. 静岡大学学生懲戒規程

(平成19年6月20日制定)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則（以下「学則」という。）第57条第2項の規定に基づき、静岡大学（以下「本学」という。）の学生の懲戒に関して必要な事項を定める。

(基本理念)

第2条 学生に対する懲戒は、教育的配慮に基づき、適切、慎重かつ迅速に行わなければならない。

第2章 懲戒及び懲戒対象行為

(懲戒の種類)

第3条 懲戒の種類及び効果は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分を失わせること。
- (2) 停学 登校を停止させること。
- (3) 訓告 懲戒対象行為を戒め、将来にわたって学生の本分にもとる行為を行わないよう注意を喚起すること。

(停学)

第4条 停学は、無期又は有期とし、有期の停学は、6か月以下とする。

2 無期の停学は、6か月を経過した後、これを解除することができる。

3 停学期間の在学期間算入については、学則第59条に定めるところによる。

4 停学期間中の試験及び履修手続は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 試験の受験を認めない。

(2) 履修手続は、停学中の学生が所属する学部（地域創造学環にあっては地域創造学環）（以下「学部等」という。）の定める期間に行うことを認める。

5 停学中の学生に対する指導は、学生が所属する学部等の教員が担当する。

(懲戒対象行為)

第5条 学長は、次の各号に該当する行為（以下「懲戒対象行為」という。）を行った学生（以下「当該学生」という。）に対して懲戒を行うことができる。

(1) 法令に違反する行為

(2) 学則その他の本学の諸規則又は命令に違反する行為

(3) 他人の権利又は利益を害する行為

(4) 本学の教育研究を妨げる行為

(5) 試験等における不正行為

(6) 本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為

(7) その他学生の本分にもとる行為

(懲戒の量定)

第6条 懲戒の適用に当たっては、懲戒対象行為の態様、動機及び結果、当該学生の経歴及び環境、懲戒対象行為後における当該学生の態度その他の情状を考慮しなければならない。

第3章 懲戒手続

(学部の調査と懲戒案)

第7条 学生が懲戒対象行為を行ったと思料するときは、当該学生が所属する学部の長（地域創造学環にあっては地域創造学環長）（以下「当該学部長等」という。）は、直ちに副学長（学生支援担当）にその旨を報告するとともに、学部学生委員会（地域創造学環にあっては地域創造学環学生委員会）（以下「学部等学生委員会」という。）に当該行為について速やかに調査させ、その調査結果を報告させる。

2 学部等学生委員会は、懲戒対象行為を行ったと疑われる学生を調査するに際しては、当該学生に対して口頭又は文書による弁解の機会を与えなければならない。

3 当該学生が正当な理由なく前項の弁解の機会に応じない場合は、弁解の権利を放棄したものとみなす。

4 当該学部長等は、第1項に規定する学部等学生委員会の調査結果の報告に基づき、教授会（地域創造学環にあっては地域創造学環運営会議。以下「教授会等」という。）の意見を聴いて、学部等の懲戒案を作成し、学長に提出する。

5 当該学部長等は、当該学生に対し、第9条第2項に規定する懲戒の決定の通知を迅速に行うことができるよう、副学長（学生支援担当）と協議の上、前各項に規定する懲戒手続を遅滞なく進める。

(学生懲戒委員会の審議)

第8条 学長は、前条第4項の学部等の懲戒案が提出されたときは、学生懲戒委員会（以下「委員会」という。）を設置し、当該懲戒案について審議させる。委員会は、全学学生委員会（教育学部から選出された体育教員の委員を除く。）をもってこれに充てる。

2 委員会は、前条第4項の学部等の懲戒案について審議し、その結果を学長に報告する。

3 委員会は、必要があると認めるときは、当該学部長等に対して再調査を求めることができる。

- 4 委員会は、第2項に規定する審議に際して、当該学生に対して、弁明手続に係る事項を通知し、当該通知をした日の翌日から起算して14日以上期間（以下「弁明期間」という。）を確保して口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生に弁明の意思がないことが確認された場合は、弁明期間の経過を待たずして、弁明の機会を与えたものとみなす。
- 5 当該学生が正当な理由なく前項の弁明の機会に応じない場合は、弁明の権利を放棄したものとみなす。
- 6 当該学生は、委員会に対して、口頭による弁明において付添人を立ち会わせることを求めることができる。ただし、委員会は、付添人の立会いを認めないときは、弁明の前にその旨及び理由を当該学生に通知しなければならない。

（懲戒の決定と通知等）

第9条 学長は、前条第2項の委員会の報告が第3条に規定する懲戒を求めるものであったときは、教育研究評議会の議を経て、懲戒の決定をする。

- 2 学長は、前項の懲戒の決定を当該学生に速やかに通知しなければならない。
- 3 学長は、前項の通知をした日から1か月間、当該懲戒の内容を学内に公示する。ただし、当該学生の氏名、学籍番号その他の個人を特定することが可能な情報は記載しない。

（厳重注意）

第10条 当該学部長等は、第3条に規定する懲戒には該当しないが、学生に対する教育的措置として必要な場合には、あらかじめ副学長（学生支援担当）に協議の上、厳重注意を行うことができる。

- 2 前項の厳重注意は、当該学部長等が口頭又は文書により行うものとし、実施後、全学学生委員会に報告するものとする。

（退学の日及び停学の始期）

第11条 退学の日及び停学の始期は、教育研究評議会の議を経て、学長がこれを決定する。

（異議申立て）

第12条 第9条第2項に規定する通知を受けた学生は、異議申立書（別記様式第1号）により学長に対して異議申立てをすることができる。

- 2 前項の異議申立ては、第9条第1項の懲戒の決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、天災その他異議申立てをしなかったことについてやむをえない理由があるときは、この限りでない。
- 3 学長は、第1項の異議申立てがあった場合、懲戒の執行を停止することができる。

（異議申立てについての決定等）

第13条 学長は、前条第1項の異議申立てがあった場合、委員会に当該異議申立てについて審議させる。

- 2 委員会は、当該異議申立てについて審議し、その結果を学長に報告する。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、当該学部長等に対して再調査を求めることができる。
- 4 学長は、第2項に規定する報告を受け、懲戒を減免する必要があると認めた場合には教育研究評議会の議を経て懲戒を減免する決定をし、異議申立てに理由がないと認めた場合には教育研究評議会の議を経て異議申立棄却の決定をする。
- 5 学長は、前項の決定を当該学生に速やかに通知しなければならない。

（自宅謹慎）

第14条 当該学部長等は、第3条第1号又は第2号の懲戒に該当することが明白であり、かつ修学環境の確保のために特に必要と認めるときは、あらかじめ副学長（学生支援担当）に協議の上、懲戒の決定以前に当該学生に対して自宅謹慎を命ずることができる。

- 2 自宅謹慎期間は、停学期間に算入することができる。
- 3 自宅謹慎期間中の試験及び履修手続については、第4条第4項の規定を準用する。

4 自宅謹慎中の学生に対する指導は、学生が所属する学部等の教員が担当する。

(退学、休学、留学又は転学の制限等)

第15条 当該学部長等は、懲戒の決定前に当該学生から退学、休学、留学又は転学の申出があったときは、これを受理しない。

2 当該学部長等は、停学中の学生から停学期間を含む休学又は留学の申出があったときは、これを受理しない。

3 学長は、休学中の学生に対し停学を命じる場合は、原則として当該学生の停学の始期となる日以後の休学の許可を取り消す。ただし、休学して留学している場合など、特別の事情があるときは、休学の終了後から停学の始期となる日を決定することができる。

(無期の停学の解除)

第16条 当該学部長等は、無期の停学中の学生について、反省の程度、学習意欲その他の状況を総合的に判断して、無期の停学を解除することが適当であると学部等学生委員会の報告を受けたときは、教授会等の意見を聴いて、無期の停学の解除(以下「当該解除」という。)を学長に申請するものとする。

2 学長は、前項の申請があったときは、委員会を設置し、委員会において当該解除の可否について審議させ、その結果を報告させる。

3 学長は、委員会から当該解除の可の報告を受けたときは、教育研究評議会の議を経て、当該解除を決定し、当該学生に速やかに通知する。

4 学長は、委員会から当該解除の否の報告を受けたとき又は前項の報告を受け、教育研究評議会で審議した結果、当該解除の否の議決がされたときは、当該解除を認めない旨を決定し、その理由を付して、当該学部長等に通知する。

(試験等において不正行為を行った者への対応)

第17条 この規程に定めるもののほか、試験等における不正行為の懲戒等に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 補則

(関係者の守秘義務)

第18条 学生懲戒に関わった教職員は、その地位にあることから知り得た情報に関する守秘義務を負う。この義務は、その地位を離れた後も継続する。

(懲戒の記録)

第19条 懲戒の時期及びその内容は、学籍原簿に記録する。ただし、本学が発行する証明書その他の書類には、懲戒に関する事項は記載しない。

(準用)

第20条 この規程は、大学院学生の懲戒について準用する。

2 前項の規定に基づき準用するに当たっては、規程中「学部長等」及び「学部等」をそれぞれ「研究科長、教育部長又は研究院長」及び「研究科、教育部又は研究院」と読み替える。

(補則)

第21条 この規程に定めるもののほか、学生に対する懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (略)

別記様式第1号(第12条関係) (略)

4. 静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則

(平成 24 年 11 月 21 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人静岡大学学則（以下「学則」という。）第 32 条の 2 の規定に基づき、静岡大学（以下「本学」という。）において前学期及び後学期（以下「各学期」という。）に履修科目として登録できる単位数（以下「履修登録単位数」という。）の上限及びその特例に関し必要な事項を定める。

(対象科目)

第 2 条 学生の履修登録単位数の上限の対象となる授業科目は、本学において卒業の要件として履修する授業科目とする。

(履修登録単位数の上限)

第 3 条 学生（長期にわたる教育課程の履修に関する規程により、長期履修（学則第 37 条に規定する長期にわたる教育課程の履修をいう。以下同じ。）を認められた者（以下「長期履修学生」という。）を除く。）の履修登録単位数の上限は、各学期 24 単位とする。ただし、教育学部学校教育教員養成課程は、各学期 26 単位とする。

2 長期履修学生の履修登録単位数の各学期の上限は、前項に定める各単位数に、申請時における未修学年数を乗じ、長期履修期間で除して得た単位数（当該単位数が 2 の倍数以外の場合は、当該単位数を超える最小の 2 の倍数とする。）とする。

3 前項の規定にかかわらず、長期履修期間を変更した長期履修学生の履修登録単位数の各学期の上限は、第 1 項に定める各単位数に申請時における未修学年数を乗じ、長期履修期間で除して得た単位数（当該単位数に小数点以下 1 位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に、変更前の長期履修期間の残余期間を乗じ、変更後の長期履修期間の残余期間で除して得た単位数（当該単位数が 2 の倍数以外の場合は、当該単位数を超える最小の 2 の倍数とする。）とする。ただし、当該単位数が第 1 項に定める各単位数を超えるときは、同項に定める各単位数とする。

4 通年開講科目の履修登録単位数は、その 2 分の 1 をそれぞれ各学期の履修単位とみなし、上限単位の計算を行うものとする。

5 次の各号に掲げるものについては、履修登録単位数の上限から除くものとする。

- (1) 集中講義として開講する授業科目
- (2) 教職等資格科目のうち、各学部又は地域創造学環（以下「学部等」という。）が指定した授業科目
- (3) 本学のカリキュラムとは別に他大学等で修得し、単位認定を受けた授業科目
- (4) その他全学教務委員会が別に定める授業科目

(成績等に基づく履修登録単位数の特例)

第 4 条 前条各項（第 4 項及び第 5 項を除く。）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は履修登録単位数の上限を超えてそれぞれ定められた単位数まで履修科目の登録をすることができる。

- (1) 直前学期の G P A の値（以下「G P A 値」という。）が 2.0 以上の学生（長期履修学生を除く。以下この号において同じ。）は、26 単位まで、また、G P A 値 2.5 以上の学生は、28 単位までとする。ただし、教育学部学校教育教員養成課程の学生は、G P A 値 2.0 以上は、28 単位まで、また、G P A 値 2.5 以上は、30 単位までとする。
- (2) 前号に定める G P A 値に該当する長期履修学生は、前条第 2 項又は第 3 項の規定に基づき得た単位数に、前号に定める各単位数から前条第 1 項に定める各単位数を控除して得た単位数を加えて得た単位数までとする。
- (3) 各学部の教務委員会又は地域創造学環教務委員会が相当の理由があると認めた者は、各委員会が個別に定めた単位数までとする。

2 前項第1号及び第2号に掲げる手続きは次の各号のとおりとする。

- (1) GPA値は、履修登録期間の終了日の前日までに報告された成績を基に算出する。ただし、履修登録期間の開始以降にGPA値が下がることで履修登録単位数の上限が減少した学生で、既に減少後の履修登録単位数の上限以上を履修登録している場合には、減少前の履修登録単位数の上限を適用することができる。
- (2) GPA値及びこれに基づく履修登録単位数の上限は、学務情報システムを利用し各学生に通知するものとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、履修登録単位数の上限に関する必要事項は、学部等において定める。

附 則 (略)

5. 他の大学等において修得した単位の認定に関する規程

(平成8年3月13日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則(昭和24年12月21日制定。以下「学則」という。)第34条に規定する他の大学等における授業科目の履修による単位の認定(以下「単位認定」という。)について必要な事項を定める。

(単位認定の対象とする他の大学等)

第2条 単位認定の対象とすることができる他の大学等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大学間(学部間を含む。)交流協定締結大学
- (2) 短期留学推進制度(派遣)実施要項(平成8年5月11日文部大臣裁定)に基づく派遣先大学
- (3) 放送大学
- (4) その他修学上支障がないと認められる大学又は短期大学

(事前届出)

第3条 単位認定を受ける目的をもって他の大学等において授業科目を履修しようとする学生は、事前に指導教員に届け出るものとする。

(申請手続)

第4条 単位認定を受けようとする学生(以下「申請者」という。)は、原則として学期の始めに、他の大学等において修得した単位に係る単位認定申請書(別記様式第1)に成績証明書その他必要書類を添えて、所属する学部長(地域創造学環については地域創造学環長)又は大学教育センター長(以下「学部長等」という。)を経て学長に申請するものとする。

(審査)

第5条 学部長等は、前条の申請があったときは、専門科目に相当する単位については当該学部で、教養科目に相当する単位については大学教育センターで審査する。ただし、専門科目及び教養科目のうち、学環指定科目の単位については地域創造学環で審査することができるものとする。

(単位認定)

第6条 単位認定は、当該授業科目の関係教員(以下「関係教員」という。)の判定に基づき、専門科目に相当する単位については教授会の、教養科目に相当する単位については大学教育センター運営委員会の議を経て行う。ただし、専門科目及び教養科目のうち、学環指定科目の単位については地域創造学環運営会議の議を経て行うことができるものとする。

2 関係教員は、必要に応じ、申請者に対し試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

(申請者への通知)

第7条 学長は、単位認定の結果を、他の大学等において修得した単位に係る単位認定通知書（別記様式第2）により申請者に通知するものとする。

(履修指導)

第8条 単位認定を行ったときは、指導教員及び関係教員は、学則第29条の趣旨を踏まえ、本学在学中における授業科目の履修に関し適切な指導を行うものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、単位認定に関し必要な事項は、静岡大学教務委員会が別に定める。

附 則 (略)

6. 大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程

(平成8年3月13日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則（昭和24年12月21日制定。以下「学則」という。）第35条に規定する大学以外の教育施設等における学修による単位の認定（以下「単位認定」という。）について必要な事項を定める。

(単位認定の対象とする学修)

第2条 単位認定の対象とすることができる大学以外の教育施設等における学修は、次の各号に掲げるもののうち修学上支障がないと認められるものとする。

- (1) 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修
- (2) 大学の専攻科における学修
- (3) 高等専門学校の課程における学修で、大学教育に相当する水準を有するもの
- (4) 高等学校の特攻科の課程における学修で、大学教育に相当する水準を有するもの
- (5) 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、大学教育に相当する水準を有するもの

2 前項に定めるもののほか、各学部（地域創造学環については地域創造学環）（以下「学部等」という。）が必要と認めた場合は、当該学部等が別に定めるところにより、次の各号に掲げる学修の全部又は一部を単位認定の対象とすることができる。

- (1) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)別表第3備考第6号の規定により文部科学大臣の認定を受けて大学又は短期大学が行う講習又は公開講座における学修
- (2) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の5の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う社会教育主事の講習における学修
- (3) 図書館法(昭和25年法律第118号)第6条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書及び司書補の講習における学修
- (4) 学校図書館法(昭和28年法律第185号)第5条第3項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書教諭の講習における学修
- (5) 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則(平成12年文部省令第25号)又は技能審査の認定に関する規則(昭和42年文部省告示第237号)による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修

(6) アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーショナル・テスト・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトーイックにおける成果に係る学修

(事前届出)

第3条 単位認定を受ける目的をもって他の大学以外の教育施設等において学修しようとする学生は、事前に指導教員に届け出るものとする。

(申請手続)

第4条 単位認定を受けようとする学生（以下「申請者」という。）は、原則として学期の始めに、大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定申請書（別記様式第1）に成績証明書その他必要書類を添えて、所属する学部長（地域創造学環については地域創造学環長）又は大学教育センター長（以下「学部長等」という。）を経て学長に申請するものとする。

(審査)

第5条 学部長等は、前条の申請があったときは、専門科目に相当する単位については当該学部で、教養科目に相当する単位については大学教育センターで審査する。ただし、専門科目及び教養科目のうち、学環指定科目の単位については地域創造学環で審査することができるものとする。

(単位認定)

第6条 単位認定は、当該授業科目の関係教員（以下「関係教員」という。）の判定に基づき、専門科目に相当する単位については教授会の、教養科目に相当する単位については大学教育センター運営委員会の議を経て行う。ただし、専門科目及び教養科目のうち、学環指定科目の単位については地域創造学環運営会議の議を経て行うことができるものとする。

2 関係教員は、必要に応じ、申請者に対し試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

(申請者への通知)

第7条 学長は、単位認定の結果を、大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定通知書（別記様式第2）により申請者に通知するものとする。

(履修指導)

第8条 単位認定を行ったときは、指導教員及び関係教員は、学則第29条の趣旨を踏まえ、本学在学中における授業科目の履修に関し適切な指導を行うものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、単位認定に関し必要な事項は、大学教育センターが別に定める。

附 則（略）

7. 入学前の既修得単位等の単位の認定に関する規程

（平成8年3月13日制定）

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則（昭和24年12月21日制定。以下「学則」という。）第36条に規定する入学前の既修得単位等の認定（以下「単位認定」という。）について必要な事項を定める。

(単位認定の対象とする入学前の既修得単位等)

第2条 単位認定の対象とすることができる入学前の既修得単位等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学則第36条第1項の規定による大学又は短期大学（外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）
- (2) 学則第36条第2項の規定による大学以外の教育施設等における学修のうち、次に掲げるもの

ア 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修

イ 大学の専攻科における学修

ウ 高等専門学校の課程における学修で、大学教育に相当する水準を有するもの

エ 高等学校の特攻科の課程における学修で、大学教育に相当する水準を有するもの

オ 専修学校の専門課程のうち修業年限が 2 年以上のものにおける学修で、大学教育に相当する水準を有するもの

2 前項に定めるもののほか、各学部（地域創造学環については地域創造学環）（以下「学部等」という。）が必要と認めた場合は、当該学部等が別に定めるところにより、次の各号に掲げる学修の全部又は一部を単位認定の対象とすることができる。

- (1) 教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)別表第 3 備考第 6 号の規定により文部科学大臣の認定を受けて大学又は短期大学が行う講習又は公開講座における学修
- (2) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 9 条の 5 の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う社会教育主事の講習における学修
- (3) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 6 条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書及び司書補の講習における学修
- (4) 学校図書館法(昭和 28 年法律第 185 号)第 5 条第 3 項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書教諭の講習における学修
- (5) 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成 12 年文部省令第 25 号）又は技能審査の認定に関する規則(昭和 42 年文部省告示第 237 号)による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修
- (6) アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーショナル・テスト・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトーイックにおける成果に係る学修
(申請手続)

第 3 条 単位認定を受けようとする学生（以下「申請者」という。）は、入学した学期の始めまでに、入学前の既修得単位等に係る単位認定申請書（別記様式第 1）に成績証明書その他必要書類を添えて、所属する学部長（地域創造学環については地域創造学環長）（以下「学部長等」という。）を経て学長に申請するものとする。

（審査）

第 4 条 学部長等は、前条の申請があったときは、専門科目に相当する単位については当該学部で、教養科目に相当する単位については大学教育センターで審査する。ただし、専門科目及び教養科目のうち、学環指定科目の単位については地域創造学環で審査することができるものとする。

（単位認定）

第 5 条 単位認定は、当該授業科目の関係教員（以下「関係教員」という。）の判定に基づき、専門科目に相当する単位については教授会の、教養科目に相当する単位については大学教育センター運営委員会の議を経て行う。ただし、専門科目及び教養科目のうち、学環指定科目の単位については地域創造学環運営会議の議を経て行うことができるものとする。

2 関係教員は、必要に応じ、申請者に対し試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

（申請者への通知）

第 6 条 学長は、単位認定の結果を、入学前の既修得単位等に係る単位認定通知書（別記様式第 2）により申請者に通知するものとする。

（履修指導）

第7条 単位認定を行ったときは、指導教員及び関係教員は、学則第29条の趣旨を踏まえ、本学在学中における授業科目の履修に関し適切な指導を行うものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、単位認定に関し必要な事項は、大学教育センターが別に定める。

附 則 (略)

別記様式第1

入学前の既修得単位等に係る単位認定申請書 (略)

別記様式第2

入学前の既修得単位等に係る単位認定通知書 (略)

8. 試験等における不正行為の取扱いに関する指針

(平成30年10月17日学長裁定)

(趣旨)

1. この指針は、静岡大学単位認定等に関する規程第6条及び静岡大学学生懲戒規程（以下「懲戒規程」という。）第17条の規定に基づき、試験等における不正行為の取扱い（懲戒を含む。）について定める。

(定義)

2. 用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 試験等とは、授業科目の成績評価のために実施する定期試験、小テスト、論文・レポートその他の行為をいう。
- (2) 不正行為とは、成績評価の公正を損なう行為をいい、不正行為の対象となる行為は、次のとおりとする。

対象となる行為
① 試験に関連した内容の紙片等を試験中に使用又は所持する行為
② 試験に関連した内容を事前に机、筆記用具、身体、衣服又は壁等へ書き込みをする行為
③ 他の学生の答案を覗き見る行為又は書き写す行為
④ 持込の許可のない書籍、辞書（電子辞書を含む。）、ノート、配付物等を利用する行為
⑤ 試験等において、携帯電話その他の通信手段（以下「携帯電話等」という。）を用いる行為（使用が許可されている場合を除く。）
⑥ 答案用紙を交換する行為
⑦ 替え玉受験（依頼した者、依頼された者いずれも対象とする。）
⑧ 使用が許可された電子機器又は通信機器から不正に情報を引き出す行為
⑨ 他の学生の試験を助ける目的で、解答（ヒントを含む。）を私語・動作等によって不正に連絡する行為又は試験に関連した内容の紙片を渡し、若しくは携帯電話等で情報を送信する行為
⑩ 成績評価に係る論文・レポート等の作成において、他人の著作物を盗用する行為又は他人が書いた

レポート・著作物を自分のものとして提出する行為
⑪ 成績評価に係る論文・レポート等の作成において、他の学生の盗用等を助ける行為（論文・レポート等を作成して見せる、又は代筆する行為等）
⑫ 成績評価に係る論文・レポート等の作成において、生成系A Iを使用して得た内容を自分のものとして提出する行為（教員から許可された範囲内である場合を除く。）
⑬ その他試験等において成績評価の公正を損なう行為

（不正行為発生時の対応）

3. 試験等における不正行為の疑いのある行為が発生したときの対応は、次のとおりとする。

- (1) 授業科目の担当教員（試験監督担当教員を含む。）（以下「授業担当教員等」という。）は、試験等において学生による不正行為の疑いのある行為があったと認める場合は、学生証による本人確認を行う（対面による試験等のときに限る。）とともに、答案用紙、論文・レポートその他の不正行為の証拠となるものの確保及び不正行為の疑いのある行為を行った学生（以下「当該学生」という。）の主張の確認を行う。
- (2) 授業担当教員等は、(1)による確認等の後、速やかに、当該不正行為に関する報告書（以下「報告書」という。）を作成し、試験等における不正行為の疑いのある行為が発生した授業科目（以下「当該授業科目」という。）を開設する部局の長に提出する。
- (3) 報告書を受領した当該授業科目を開設する部局の長は、直ちに、当該学生が所属する部局の長（以下「当該部局長」という。）に、報告書を添えて報告する。
- (4) 当該部局長は、懲戒規程第7条に基づく懲戒対象行為の調査及び懲戒案の作成に当たって、当該部局の学生委員会のほか、当該部局の教務委員会その他当該部局長が必要と認める者の協力を得ることができるとともに、当該授業科目を開設する部局の長に申し出ることにより、授業担当教員等の協力を得ることができる。
- (5) 当該学生が当該授業科目以外の授業科目の試験等を受験することは認める。

（懲戒の量定）

4. 懲戒の量定は、次のとおりとする。

- (1) 不正行為の懲戒処分は、訓告を基本とする。
- (2) 不正行為が反復的、組織的又は計画的なものであるなど、重大な悪質性がある場合には、退学又は停学の懲戒処分を行うが、その際は、他の学生に与える影響及び教育的配慮等を総合的に考慮の上、判断する。

（厳重注意）

5. 不正行為が懲戒に至らない場合は、当該部局長は、懲戒規程第10条に規定する厳重注意を行う。

（単位の取扱い）

6. 不正行為による単位の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 不正行為による懲戒処分を決定したときは、不正行為のあった授業科目の成績評価を「不可」とする。（成績評価を「合」「否」で判定する授業科目については、「否」とする。以下同じ。）
- (2) 不正行為のあった授業科目以外の当該学期に履修した他の授業科目（通年科目及び集中講義科目を含む。以下「他の授業科目」という。）の履修は、全て取り消す。ただし、成績評価が「不可」であった授業科目は、その履修を取り消さない。
- (3) (2)の規定にかかわらず、教育的指導の観点から特別な事情があると学長が認めたときは、他の授業科目の履修の全部又は一部を取り消さないことができる。

- (4) 不正行為による嚴重注意を決定したときは、不正行為のあった授業科目の成績評価を「不可」とする。

附 記（略）

9. 長期にわたる教育課程の履修に関する規程

（平成 16 年 2 月 18 日制定）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則（昭和 24 年 12 月 21 日制定。以下「学則」という。）第 37 条及び静岡大学大学院規則（昭和 39 年 4 月 27 日制定。以下「規則」という。）第 11 条の 2 に規定する長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）について必要な事項を定める。

（申請の資格）

第 2 条 長期履修を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有している者
- (2) その他長期履修を必要とする事由があると認められる者

（申請手続等）

第 3 条 長期履修を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を、長期履修の許可を受けようとする学年開始の 1 か月前まで（入学予定者にあつては、別に定める日）に所属の学部長（地域創造学環については地域創造学環長）又は研究科長を経て学長に提出しなければならない。ただし、卒業又は課程を修了する予定の学年時における申請はできない。

- (1) 長期履修学生申請書（別紙様式 1）
- (2) 理由書（別紙様式 2）
- (3) 履修計画書（履修計画・研究計画）（別紙様式 3）
- (4) 在職証明書（在職者のみ）
- (5) その他必要とする書類

（許可）

第 4 条 長期履修の許可等は、当該教授会（地域創造学環については地域創造学環運営会議）（以下「教授会等」という。）の意見を聴いて、学長が行う。

2 長期履修を許可した場合は、長期履修学生許可書（別紙様式 4）により通知するものとする。

（授業料）

第 5 条 長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）の授業料は、別に定める。

（長期履修の期間）

第 6 条 長期履修できる期間は、1 年を単位とし、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入学者のうち、長期履修学生として認められた者については、学則第 28 条に定める修業年限及び規則第 8 条に定める標準修業年限の 2 倍に相当する年数を限度とする。
- (2) 在学途中から長期履修学生として認められた者の長期履修期間は、未修学年数の 2 倍に相当する年数を限度とする。

（長期履修学生の在学期間）

第 7 条 学則第 4 条及び第 4 条の 2 に定める学部及び地域創造学環にあつては、長期履修学生の在学期間は、12 年を超えることができない。ただし、在学途中から長期履修学生になった者は、第 6 条第 2 号の長期履修期間に既在学年数及び 4 年を加えた年数を超えることはできない。

2 規則第4条第1項に定める修士課程及び教育学研究科専門職学位課程にあつては、長期履修学生の在学期間は6年を、博士課程にあつては、9年を超えることができない。ただし、在学途中から長期履修学生になった者は、第6条第2号の長期履修期間に、修士課程及び教育学研究科専門職学位課程にあつては既在学年数及び2年を、博士課程にあつては既在学年数及び3年を加えた年数を超えることはできない。

(在学期間の変更)

第8条 長期履修学生が、在学期間の延長又は短縮を希望する場合は、次の各号に掲げる書類を、許可を受けようとする学年開始の1か月前までに当該教授会等の意見を聴いて、学長に提出しなければならない。ただし、長期履修学生の在学期間の変更は1回限りとし、卒業又は課程を修了する予定の学年時における延長の申し出はできない。

(1) 長期履修学生在学期間変更願(別紙様式5)

(2) その他必要とする書類

(履修登録単位数の上限)

第9条 長期履修学生(学部学生に限る。)の授業科目の履修登録単位数の上限は、静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則(平成24年11月21日制定)の定めるところによる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、静岡大学全学教務委員会及び静岡大学大学院教務・入試委員会が別に定める。

附 則(略)

別記様式(略)

10. 静岡大学研究生規程

(昭和33年5月14日制定)

第1条 学則第67条の規定に基づいて、この規程を定める。

第2条 研究生を志望する者は、所定の願書に、研究事項を記載し、履歴書を添えて、学部長又は附置研究所長を経て、学長に提出しなければならない。

2 研究生を志望する者が、現職教育のため任命権者の命により派遣される教員等であるときは、前項に定める書類のほか、当該任命権者の派遣委託書を提出しなければならない。

第3条 研究生の入学の時期は、学年の初めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

第4条 研究生の選考は、当該学部又は附置研究所において行う。

第5条 授業料は、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額とし、在学予定期間に応じ6月に相当する額を当該期間の当初の月に納めなければならない。ただし、在学予定期間が6月未満であるときはその期間分に相当する額とする。

第6条 研究生を志望する者は、検定料として、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額を納めなければならない。

第7条 研究生の入学選考に合格した者は、入学料として国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額を納めなければならない。

第7条の2 現職教育のため任命権者の命により派遣される教員等については、前3条の規定にかかわらず、授業料、入学料及び検定料は徴収しない。

第8条 納付した授業料、入学料及び検定料は、いかなる事情があっても還付しない。

第9条 研究生は、途中で退学しようとするときは、その旨を学部長又は附置研究所長に願い出て、学長の許可を受けなければならない。

第10条 研究生に適しないと認めた者は、教授会の議に基づき、学部長又は附置研究所長の申請により、学長がこれを除籍する。

附 則（略）

11. 静岡大学学生の海外渡航時の手続に関する規則

（平成30年9月19日）

（趣旨）

第1条 本規則は、国立大学法人静岡大学（以下「本学」という。）の学部及び大学院に在籍する学生（以下「学生」という。）の海外渡航状況を把握するため、海外渡航時に学生が行う手続に関し、必要な事項を定める。

（海外渡航計画の登録）

第2条 学生は、私事渡航の場合も含め海外へ渡航しようとするときは、本学が提供する安全に関する情報又は指針等を理解するとともに、海外渡航の計画等を所定のシステムに登録しなければならない。

（留学計画等の届出）

第3条 学生は、海外の教育機関への留学、海外研修等により海外へ渡航しようとするときは、前条に定める海外渡航計画の登録のほか、所定の手続により、外国留学等計画書を学長に届け出なければならない。

2 前項により届出を行う留学、海外研修等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学則第52条及び大学院規則第32条による留学
- (2) 海外の語学学校、その他の教育機関での学修
- (3) 海外でのインターンシップへの参加
- (4) 海外でのボランティアへの参加
- (5) 海外でのワーキングホリデーへの参加
- (6) その他、海外の教育機関への留学又は海外研修等に当たるもの

（留学計画等の届出の例外）

第4条 前条の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は、同条に規定する届出の手続は要しないものとする。

- (1) 本学が参加者の取りまとめを行う一部の短期留学等の場合
- (2) 本学の授業の一環として海外の大学等を訪問する場合

（補則）

第5条 この規則に定めるもののほか、学生の海外渡航時の手続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

12. 静岡大学における成績評価に関するガイドライン

令和5年11月30日
全学内部質保証委員会決定

1. ガイドラインの趣旨

静岡大学における成績評価に関するガイドラインは、教員が学生の学修成果を適切に評価するための指針として全学で統一的な目安を定めることにより、本学が行う教育の質を担保することを目的とする。

2. 成績評価分布の目安

成績評価においてSは15%以内、S+Aの合計割合が40%以内を目安とする。ただし、次に掲げる授業科目（以下「除外科目」という。）においては、この限りではない。

（1）20名未満の授業科目

（2）語学科目、演習、実験、実習、実技、ゼミナール、卒業研究、特別研究

（3）（1）、（2）のほか、学部・学科等で定める科目

なお、除外科目においても、成績評価の方法や到達目標が適切であるかを学部・学科等で確認するとともに、客観的、公正な成績評価に努めるものとする。

※（3）については、シラバスに記載する等、学生にあらかじめ周知すること。

附 記

このガイドラインは、令和6年4月1日から実施する。

V その他

1. 事務窓口と掲示板

1) グローバル共創科学部学務係

① 担当業務

グローバル共創科学部の様々な事務手続・相談を行う窓口です。グローバル共創科学部生を対象とした科目履修に関する教務(履修、時間割・試験実施・成績評価等)、各種申請、学内外での事故報告等に関する業務を行います。

② 事務室の場所・開室時間

〔場所〕 共通教育D棟1階

〔午前〕 8:30～12:30 〔午後〕 13:30～17:15 ※昼休み中は閉室します。

2) 教務課教務係

① 担当業務

全学教育科目(教養科目)の授業科目に関する事務手続・履修相談等を行います。

② 事務室の場所・開室時間

〔場所〕 共通教育A棟2階

〔午前〕 8:30～12:30 〔午後〕 13:30～17:15 ※昼休み中は閉室します。

3) その他の事務室(静岡キャンパス)

事務室名	場所	取扱業務
学生生活課	共通教育A棟3階	奨学金、授業料免除、課外活動、学寮
就職支援室	共通教育A棟3階	求人情報、就職ガイダンス
国際課	共通教育A棟4階	海外留学、留学生対応
保健センター	大学会館2階	定期健康診断、健康相談

※担当窓口の詳細は学生生活ポータル(オンライン)を参照してください。

4) 掲示板

① 掲示板の確認

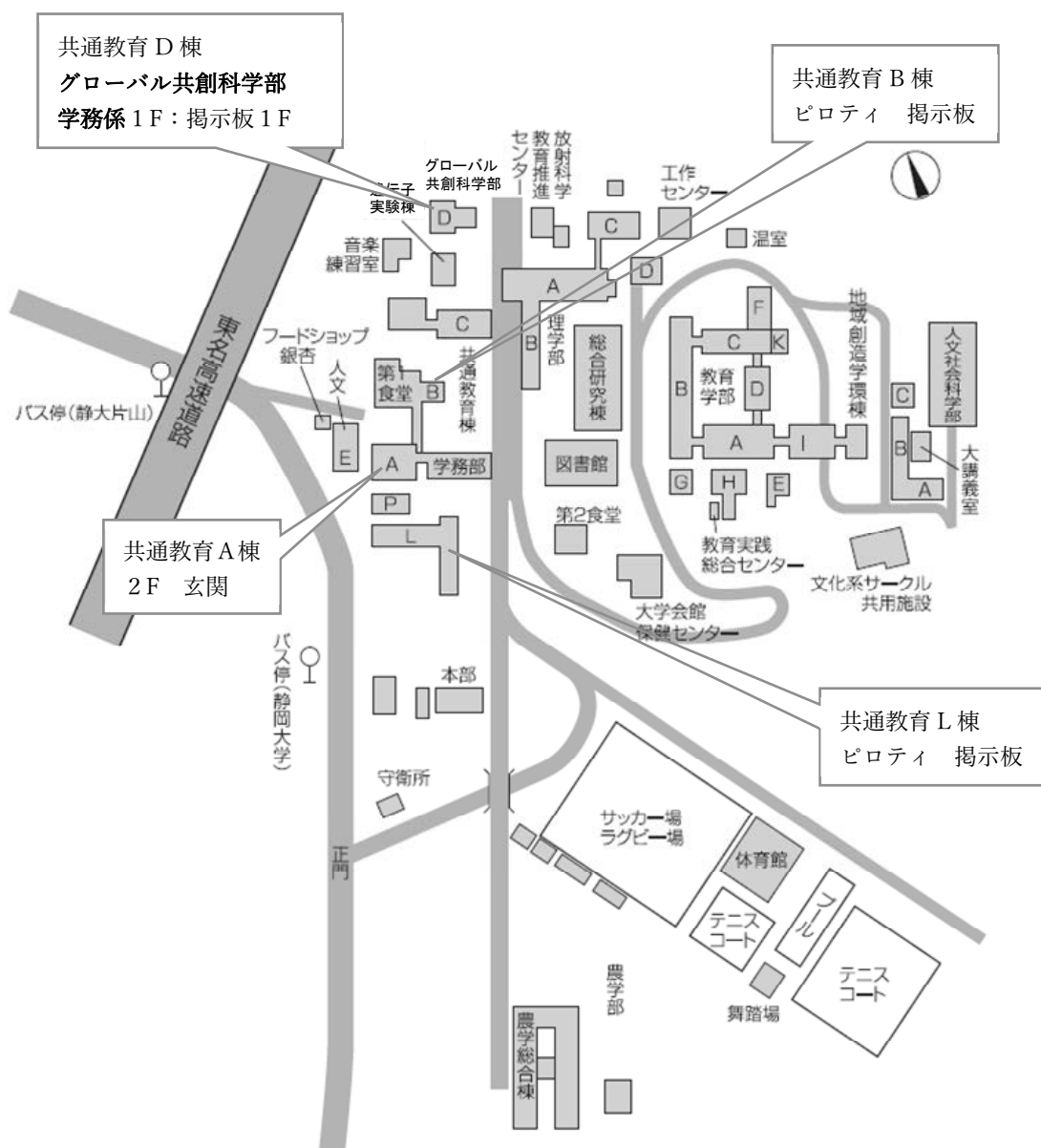
大学から学生への連絡事項(授業実施、履修登録、学生生活関係等)は、掲示板等で確認してください。重要な連絡事項を見落とさないよう、午前、午後の各一回は掲示を確認するよう心掛けてください。

なお、学務情報システムのメール機能でも、授業担当教員や学務係等から重要な連絡をすることがありますので、必ずメールアドレスの登録を行い常に受信できるようにしてください。

またメールアドレスを変更した際は、学務情報システムの登録内容も自身で必ず修正してください。掲示やメールを見なかったことにより生じた不利益に対して、大学は一切の責任を負いません。

② 主な掲示板の場所

掲載事項	場所
グローバル共創科学部関係	共通教育D棟 1階
全学教育科目（教養科目）関係	共通教育B棟ピロティ、L棟ピロティ、A棟 2階玄関

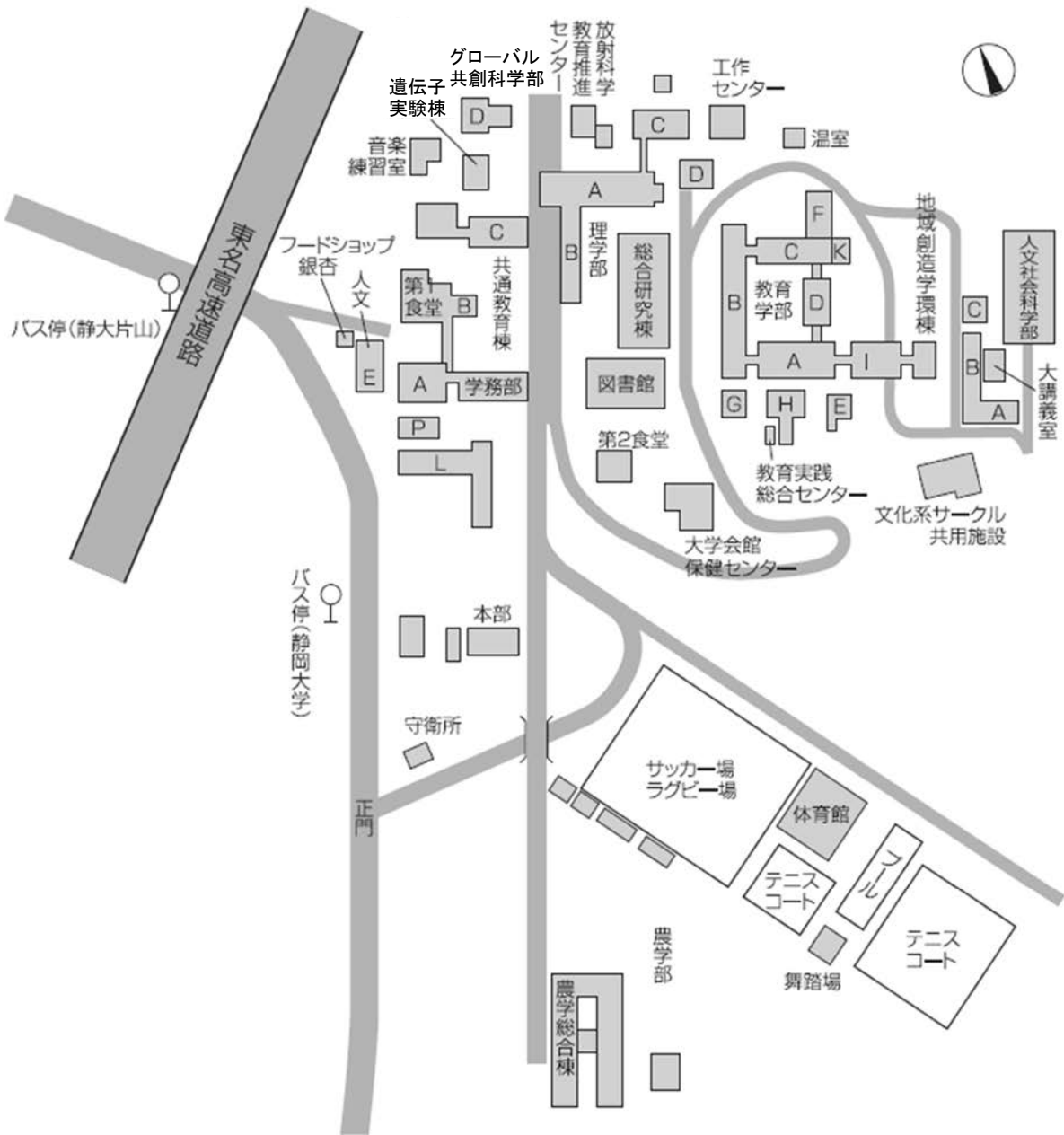


2. 各種相談窓口一覧

グローバル共創科学部では、「学びのアドバイザー」が学生一人一人の履修計画や進路、学生生活全般に至る様々な事柄について相談に乗り支援をします。学びのアドバイザー以外の相談窓口は下表のとおりです。（詳細は学生生活ポータル（オンライン）を参照してください。）

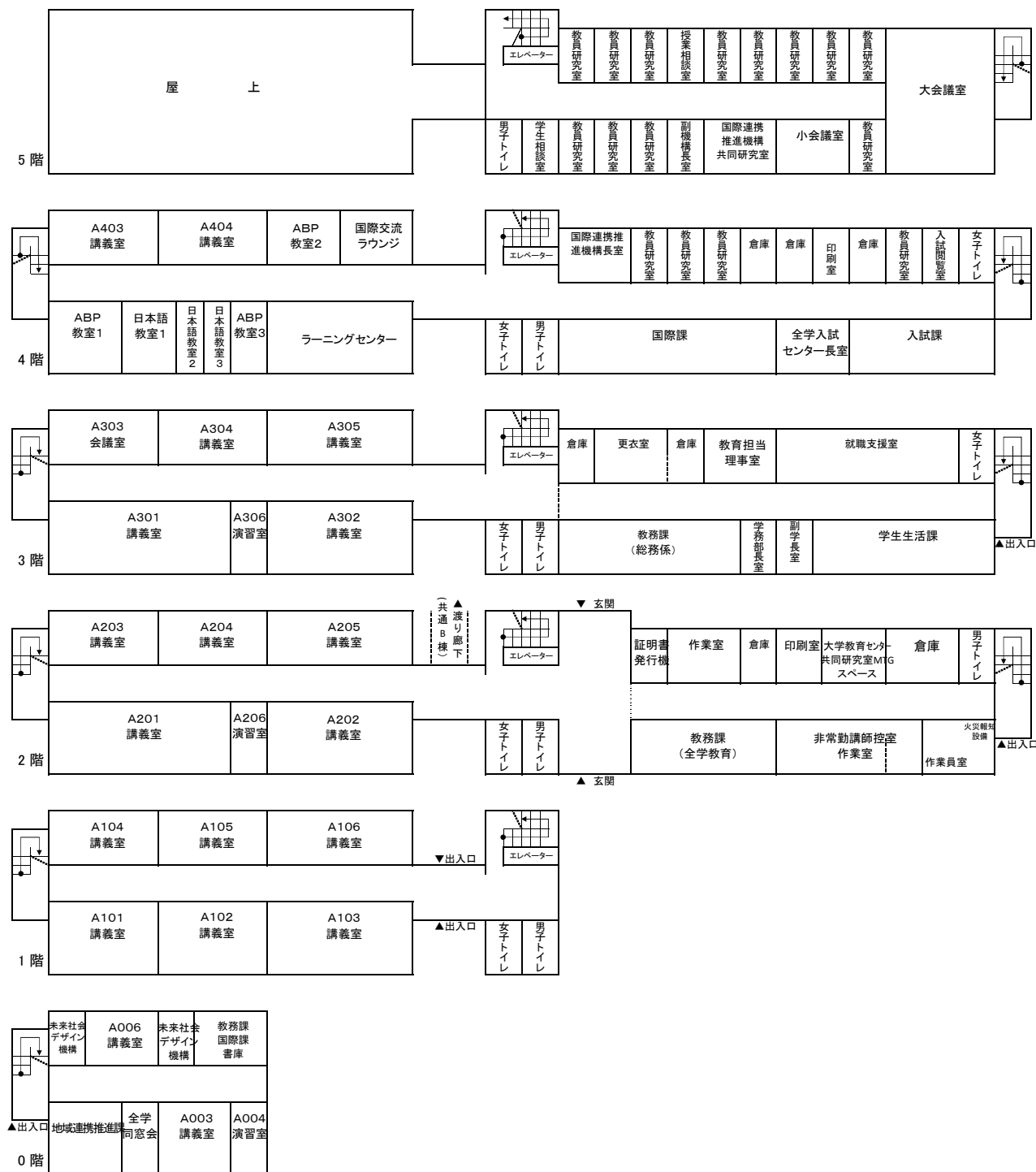
相談内容	担当事務窓口
授業に関することは	全学教育科目（教養科目）については教務課教務係 学部専門科目についてはグローバル共創科学部学務係
学籍異動（休学、退学等）に関することは	グローバル共創科学部学務係
留学に関することは	グローバル共創科学部学務係 国際課
学生証をなくしたときは	グローバル共創科学部学務係
大学構内で落とし物をしたとき、拾ったとき	グローバル共創科学部学務係または教務課教務係
保証人に関する事項が変わったときは	グローバル共創科学部学務係
証明書が必要なときは	必要な証明書の種類により担当窓口が異なります。詳細は学生生活ポータル（オンライン）を参照してください。
健康診断に関することは 健康相談・カウンセリングは	保健センター
対人関係や学業などにつまずいたとき	学生相談室 054-237-7309（共通教育D棟3階） 相談申込専用メールアドレス soudan-s@adb.shizuoka.ac.jp
障害のある方で修学上の困難を感じている場合は	修学サポート室（コムニス） 054-238-4333（共通教育D棟3階） syougai-s@adb.shizuoka.ac.jp
授業料の免除や奨学金に関する相談は	学生生活課奨学係
課外活動で大学の施設や物品を借りたいときは	学生生活課生活支援係、教務課教務係 グローバル共創科学部学務係
学内で事故があったときは	グローバル共創科学部学務係 守衛所 054-238-4444（火災、不審者、その他の事故等） 保健センター 054-238-4468（応急救護が必要な場合）
学外で事故があったときは	グローバル共創科学部学務係
学生教育研究災害傷害保険（通称「学研災」）及び学研災付帯賠償責任保険の保険金を請求するときは	グローバル共創科学部学務係 学生生活課生活支援係
学生総合共済の給付を申請するときは	静大生協本部（銀杏2階）

4. 建物配置図（静岡キャンパス）



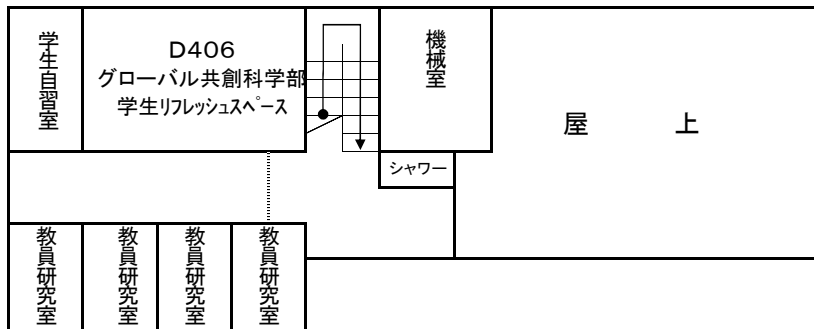
※令和6年4月1日現在

5. 共通教育 A 棟平面図

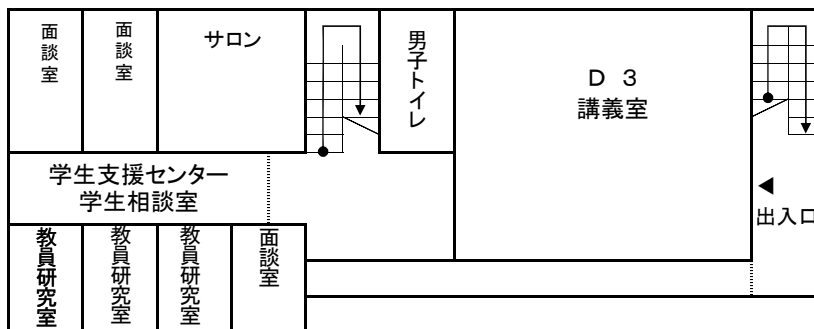


6. 共通教育D棟平面図

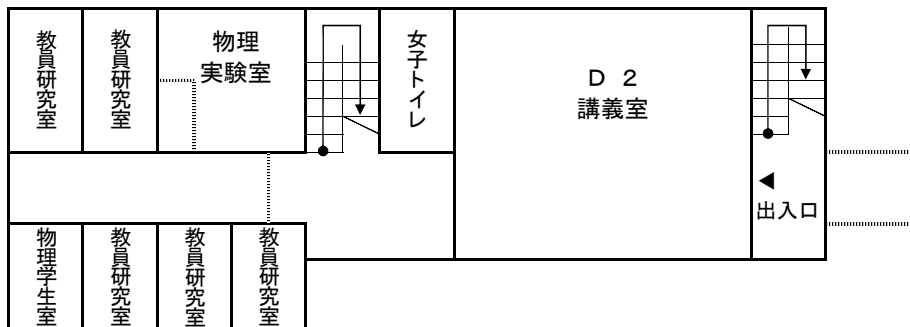
4階



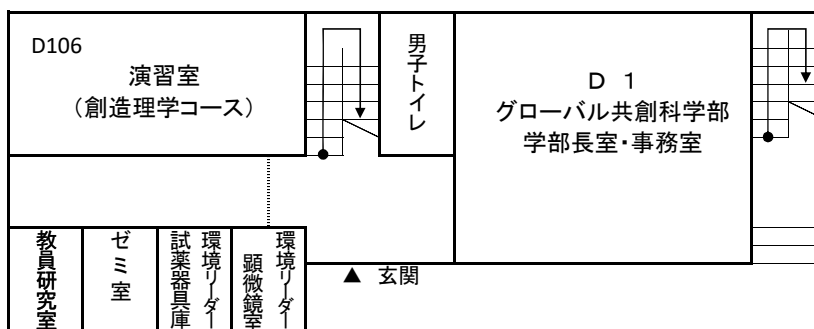
3階



2階



1階



2024（令和6）年度 静岡大学グローバル共創科学部 学生便覧

2024 年 4 月 1 日 発行

編集発行 静岡大学グローバル共創科学部
〒422-8529 静岡市駿河区大谷 836
TEL 054-238-3715/4302